

総務委員会議録 第六号

平成十七年三月二日(水曜日)

午後三時二分開議

出席委員

委員長 実川 幸夫君

理事

左藤 章君

理事

佐藤

森山

大出

石田

忠春君

奥野

樹屋

彰君

裕君

勉君

亀井

久興君

佐田玄一郎君

田中

英夫君

谷本

龍哉君

萩生田光一君

増原

義剛君

三ツ矢憲生君

伊藤

忠治君

楠田

大蔵君

田嶋

要君

寺田

学君

西村

智奈美君

山花

郁夫君

山名

靖英君

吉井

英勝君

小泉純一郎君

麻生

七条

今井

増原

藤井

瀧野

板倉

敏和君

内閣総理大臣

内閣府副大臣

総務大臣

内閣提出

地方税法等の一部を改正する法律案(内閣提出

第二〇号)

地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣

提出第二二号)

地方分権推進のための地方税財政基盤の確立に

に関する件

○実川委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、地方交付税法等の一部を改正する法

律案を議題といたします。

この際 お諮りいたします。

本案審査のため、本日、政府参考人として総務

(総務省自治財政局長)

政府参考人

(総務省自治税務局長)

政府参考人

等・児童家庭局長伍藤忠春君の出席を求め、説明

を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませ

んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○実川委員長 御異議なしと認めます。よつて、

そのように決しました。

○実川委員長 質疑の申し出がありますので、順

次これを許します。松野頼久君。

○松野(頼)委員 民主党の松野頼久でございま

す。

きょうは、地方交付税の改正案が最後の質疑と

なりますので、どうか大臣、よろしくお願ひをい

たします。

地方財政なんすけれども、今、大体、地方税

収というのが三十三兆、そして地財計画が八十三

兆、一般歳出が六十七兆、長期債務が二百五兆と

いう状況なんです。よく、国の国債の方は、プラ

イマリーバランスを二〇一〇年までに均衡にする

という目標が立っているんですが、地方財政に関

しては全く、プライマリーバランスだとか、地方

財政をどうやって健全化していくかという話がな

かなか出てこないよう思われるんです。

それで、地方交付税法の六条の三の二項とい

うのがありますて、地方税の法定率分、要是国税の

一定割合、これが自治体の財源不足の合計額と著

しく異なる場合には地方財政制度を変更するよう

にということが規定をされているわけです。

ちよと資料の一枚目をめくついていただければ

ありがたいと思うんですが、今の話でいきます

と、平成十七年度、国税五稅の定率分が約十一兆

九千億円、そして地方自治体に配分する交付税の

総額というのが約十六兆八千億円、それに臨時財

政対策債約三兆二千億円を足して、引くと、この

差額が約八兆一千四百億円。これが、表でいう

と、一番上のアと一番下のイと、そして臨時財

政

は、地方交付税法第六条の三の二項に従いまし

て、これに該当するとあの当時判断されたもので

すから、その規定によりまして、十六年から十八

年度までの三年間につきましては、通常収支の財

源不足については国と地方が折半するという制度

の変更という考え方のものと、国庫負担分につ

いては、国の負担分につきましては一般会計から

の加算によって、地方負担分についても、地方の

いわゆる特例地方債、臨財債ですね、特例地方債

で書いてありますけれども、ウになります。いか

らアを引いてウを足すと約八兆一千四百億円です

ね。これが地方交付税法六条の三の二項に当た

る、著しく乖離しているのではないかというふう

に私は思うんです。

地方財政を預かる財務大臣としましては、この

六条の三の二項どおりに抜本的な改革をするべき

だとは思いますけれども、その辺の考えはいか

がでしょうか。

○麻生国務大臣 今、財務大臣と言われたので、

呼ばれているのかなと思って。

今御指摘のありましたのは、いわゆる地方交付

税法の第六条の三の二」というところを読まれた、

そのとおりなんですが、この中の前提条件という

のは、地方の歳入歳出に財源の不足額があり、そ

の額が法定率分の普通交付税のおおむね一割以上

になり、その状況が二年連続して継続して、三年

以降も継続するであろうと見込まれる、予想され

るという場合に、今言われましたように制度の改

正もしくは交付税率の変更ということをされてい

るところで、制度の改正につきまして、いかなる

内容の改正を行なるべきかということに関しまして

は、従来からいろいろ広い法律改正が行われてい

るんです。

御記憶のように、平成十六年度、昨年の地方財

政は、地方交付税法第六条の三の二項に従いまし

て、これに該当するとあの当時判断されたもので

すから、その規定によりまして、十六年から十八

年度までの三年間につきましては、通常収支の財

源不足については国と地方が折半するという制度

の変更という考え方のものと、国庫負担分につ

いては、国の負担分につきましては一般会計から

の加算によって、地方負担分についても、地方の

いわゆる特例地方債、臨財債ですね、特例地方債

で書いてありますけれども、ウになります。いか

らアを引いてウを足すと約八兆一千四百億円です

ね。これが地方交付税法六条の三の二項に当た

る、著しく乖離しているのではないかというふう

に私は思うんです。

の加算によって、地方負担分についても、地方の

な要因も含まれていて、地方債だけのものではないのではないかというふうに考へるところもありま

す。

もう一つは、これから金融庁としてはどういうことに取り組んでいくかということでございますけれども、これは、リレーションシップバンキン

グとして地域の中どこまで根差しているのか、あるいは地域に密着をして相対取引をきちっとどうまくやつていけるような地域金融機関になるのかどうか、これも見きわめて、できるだけそういう先生の努力の中にもあるようなことも目指していかなければいけないと思っております。

○松野(頼)委員 それは、ちょっと金融庁、認識が違うと思いますよ。僕らが地元で聞く話ですと、資金需要がないとおっしゃいましたけれども、本当に資金需要があるところには貸してくれないんですよ。

何が起つていてるかといいますと、大体この三月から四月にかけて、ある程度利益が出ていて、そして資金は要らない、別にお金を借りる必要がないという企業のところに行つて、一ヶ月だけ借りてくれ、その金利だけ負担してくださいな、また四月になつたら返していくよと言つて中小企業貸し付けの数をふやしているんです。本当に貸してほしいところは手軽にしてくれないんですよ。こういう現実をわかっていますか。

○七条副大臣 繰り返しになるかもしれませんけれども、先ほども申し上げたリレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションログラムの中にも今先生が言われたようなことを書いておりますが、各金融機関に対し、企業の将来性あるいは技術力を的確に評価できる人材育成を目的としたいわゆる研修、これははつきり言いまして日々研修ですね、研修を実施して、地域の金融機関に円滑な資金需要ができるいくような努力をしてください、こういうようなことで今やつているところでございます。

○松野(頼)委員 これは私の地元で実際に起つた地銀の一つの話ですけれども、その頭取はすご

く立派な方で、結局、金融庁から通達が出ておやめになりました。でも、その方は、今、金を貸せば返つてこないで不良債権はふえるんだ、それをわかっているけれども、地場産業を支えないと、うちが支えなきやどうしようもないじゃないかとにかくなればいけないと思つております。

今は、地方債をいっぱい買って、中小企業には貸さない、国債も買う、それで利ざやを稼いでじつとしている銀行が優良銀行とされているといふ現実を少し変えていかなければならないと私は思いますよ。これだけ日銀が史上空前の量的緩和をしている、また金融システムを守るために資金をこれだけメガバンクにつき込んだ、最大の目的は、中小企業を守るためにしきの御旗があつたわけじゃないですか。これまでから多分、地銀、第二地銀の統合再編が始まると言われていますけれども、どうかその辺の実情をしつかりととらえた、そういう改革をしていただきたい、このことは強く申し上げておきま

す。

そもそも一つ、地方財政の中で、郵貯、簡保の資金というのがこの地財計画の中に入つてまいります。これが、地方自治体としては今、三位一体の改革、そして不況の中での税収減、そしてこれを貸してほしいところは手軽にしてくれないんですよ。こういう現実をわかっていますか。

○七条副大臣 繰り返しになるかもしれませんけれども、先ほども申し上げたリレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションログラムの中にも今先生が言われたようなことを書いておりますが、各金融機関に対し、企業の将来性あるいは技術力を的確に評価できる人材育成を目的としたいわゆる研修、これははつきり言いまして日々研修ですね、研修を実施して、地域の金融機関に円滑な資金需要ができるいくような努力をしてください、こういうようなことで今やつているところでございます。

○松野(頼)委員 これは私の地元で実際に起つた地銀の一つの話ですけれども、その頭取はすご

く立派な方で、結局、金融庁から通達が出ておやめになりました。でも、その方は、今、金を貸せば返つてこないで不良債権はふえるんだ、それをわかっているけれども、地場産業を支えないと、うちが支えなきやどうしようもないじゃないかとにかくなればいけないと思つております。

今は、地方債をいっぱい買って、中小企業には貸さない、国債も買う、それで利ざやを稼いでじつとしている銀行が優良銀行とされているといふ現実を少し変えていかなければならないと私は思いますよ。これだけ日銀が史上空前の量的緩和をしている、また金融システムを守るために資金をこれだけメガバンクにつき込んだ、最大の目的は、中小企業を守るためにしきの御旗があつたわけじゃないですか。これまでから多分、地銀、第二地銀の統合再編が始まると言われていますけれども、どうかその辺の実情をしつかりととらえた、そういう改革をしていただきたい、このことは強く申し上げておきます。

いずれにしても、資金調達能力が低い、簡単に言えば財政指数の低いところのいわゆる団体、自治体において、義務教育とかその他廃棄物処理とかいろいろな施設など、住民生活に不可欠な部分というのはどうしてもありますので、そういった整備などを円滑に進めることができないということがありますと非常に大きな問題でもありますので、長期かつ低利というような前提で安定した資金を提供するというもので、政府資金といふやうなものと公営企業金融公庫というようないわゆる公的資金の所要額というのはきちんと確保せないかぬというのは当然なんだと思います。それが一点です。

もう一点は、今、郵便貯金の話が出ましたけれども、これは今約三百五十兆と言われますが、だんだん減つていつ二百兆ぐらいになるであろう、今、流れから見たらそういう流れになると言われているんですが、その流れの中で、一体どうだけ自分で資金需要を開拓できるかという話は、これは全然別の話ですよ、もう商売をやつてしまはれはわかりのことなんだと思いますので。これは全然、すぐ民間に行くような話をしている学者上がりの人はいっぱい世の中にいらっしゃいますが、おわりの人はいつぱい世の中にいらっしゃいますが、大事だからということで、国債の引き受けといふのはもう閣議決定の中に入れているんですね。でも、地方債の話は一切出てきていない。

○麻生国務大臣 当然、大きな内容の一つですか大臣に伺いますけれども、地方債の話を竹中大臣とされましたか。これは、郵政というよりも、地方財政を預かる立場の大臣として伺います。

○松野(頼)委員 そうすると、引き続き引き受けられるということですか。

○麻生国務大臣 基本的にはそういうことです。

りましたので、地方の判断によって、地域の現状に合わせて、独居老人対策などのは結構できるようになつた。私どもの筑豊なんかでもよく見られた例ですけれども。

そういう意味からいきますと、いろいろな意味で、現実問題としては自由度が増して、首長さんはその範囲内で随分できるようになつたという意見は聞かされておりますので、全部が全部うまく自由度が一つもふえていないのではないかといふようなことではないかと思つております。

○吉井委員 補助金をカットすれば、それに見合う税源移譲があつて当たり前です。実際には税源移譲はきつちり行われていなし、それから、補助金を切ることで縮小へ行くわけですから、これでは地方の自由度が高まるということにはならない。

私は、この点では、こういう三位一体の改革というものはやめるべきだということを申し上げまして、時間が来たという私が来ましたので、質問を終わります。

○実川委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○実川委員長 これより討論に入ります。

討論の申し出がありますので、順次これを許します。左藤章君。

○左藤委員 私は、自由民主党及び公明党を代表して、地方交付税法等の一部を改正する法律案に對し、賛成の討論を行つるものであります。

この法案は、地方財政の收支が引き続き著しく不均衡な状況にあること等にかんがみ、平成十七年度分の地方交付税について総額を確保することなどの特例を設けることとしております。また、

地方交付税の単位費用を改正するとともに、あわせて、税源移譲等に伴う増収分を基準財政収入額に一〇〇%算入し、さらに義務教育費国庫負担金の暫定的な減額に伴い税源移譲予定特例交付金を増額すること等を内容としております。

特に、このうち、三位一体改革を着実に推進するためには、国と地方の信頼関係が必要であることを踏まえ、地方公共団体の安定的な財政運営に必要な地方交付税等の一般財源総額を確保したこととは、適かつ妥当なものであると考えております。

また、地方財政計画の計画と決算の乖離を是正するとともに、税源移譲等に伴い、各地方公共団体間で財政力格差が拡大しないように、確実に調整するなどの措置を講じたことは評価するものであります。

政府においては、今後とも三位一体改革を着実に進め、地方税財源を充実確保することを強く要請いたします。

以上のようない理由により、賛成の意を表するものであります。

つきましては、地方公共団体は新年度が始まる前に一日も早くこの法律案の成立を要望しておりますことを申し添えて、地方交付税法案に対する私の賛成討論を終わります。(拍手)

○実川委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○松野(頬)委員 私は、民主党・無所属クラブを代表し、ただいま議題となりました政府提出、地方交付税法等の一部改正案について、反対の立場より討論を行います。

冒頭、政府の三位一体の改革とは地方財政の財源の削減がメーンでありますので、あえて私たち三三位一体の改革との言葉を使わず、地方自立の改革という言葉を使わせていただきます。

反対の第一の理由は、地方交付税制度の抜本的な改革のおくれであります。

その内容に入る前に、冒頭、地方交付税法等改正案の審議をめぐる委員会の混乱について一言申します。

二月二十四日の総務委員会では、法案の趣旨説明のみが議題とされていたにもかかわらず、与党は、当日唐突に趣旨説明後の質疑を強行いたしました。与党の横暴とも言える行動、そしてそれを黙認した実川委員長は、地方自治を所管する総務委員会の委員または委員長としての認識を欠くことを指摘させていただきます。猛省を促すものであります。

そもそも、我々が委員会での審議時間を大幅に要求したのは、交付税制度の抜本改革が急務であるという危機感があったからであります。国税から地方税への税源移譲が視野に入ってきた今、早急に、透明、簡素かつ地方の自立努力を促し、適切な財政調整機能を持つ交付税制度を実現しなくてはなりません。

それにもかかわらず、地方交付税制度の抜本改革は一向に進展を見せず、地方交付税法等の改正案の中にもその方向性は見出せません。交付税制度の抜本改革に背を向ける政府には、地方分権を任せることはできません。

第二の理由は、地方交付税法等改正案が政府の地方自立改革を前提としている 것입니다。

昨年、政府が示した政府・与党の合意は、改革の全体像と呼ぶのに余りにもお粗末な内容でありました。四兆円の補助金改革、三兆円の税源移譲の目標値を達成できなかつたばかりか、補助金改革案は骨抜き、もしくは地方の裁量につながらない項目の羅列と交付金化による中央省庁の権限温存に終わりました。

この地方分権の欠陥商品と言わざるを得ない地方自立改革の中で、とりわけ議論となつたのは、義務教育費国庫負担金でありました。中央省庁、族議員の抵抗により、その扱いについては結論を出し切れず、結局中教審へ丸投げされました。その間に、地方交付税法等改正案で措置される税源移譲予定交付金によつて暫定的に交付されようとしています。文科省が必死になつて国庫負担金堅持に動くことが容易に予想され、それでは地方が

政府内で繰り広げられてゐる義務教育費国庫負担金の扱いをめぐる争いは、地方分権の理念が忘れ去られた地方自立改革の象徴的な存在とも言えます。小泉総理の地方自立改革は、すべての面で地方分権の理念が忘れ去られ、地方分権が矮小化されているものであります。

このように、地方自立改革は言語道断、地方自立改革と密接に関連する地方交付税法等の一部改正案に対しても断固反対であるということを申し上げ、私の討論を終わらせていただきます。(拍手)

○実川委員長 次に、吉井英勝君。

○吉井委員 私は、日本共産党を代表して、地方交付税法等の一部を改正する法律案に対して反対の討論を行います。

反対の理由の第一は、地方財政が毎年巨額の財源不足を生じる事態にありながら、抜本改革を放棄し、依然として、国の責任放棄と言われる折半方式を継続していることであります。二〇〇五年度の財源不足は七兆五千百二十九億円と見込まれ、法定額の六三%に当たるという巨額なものであります。

本来ならば、地方交付税法第六条の三の第二項の規定によつて、九六年度から財源不足額の全額を補てんする抜本改革が求められています。ところが、政府は、抜本改革を回避して、折半方式をもつて法第六条の三第二項の制度改正と強弁し、統けているのであります。しかし、法第六条の三第二項は、国が責任を持つ地方の必要な財源を確保する旨の規定であり、財源不足の半分を負担するだけでは、到底国がその責任を果たしたと言えるものではありません。

第二は、赤字地方債の増発をも地方団体に強要するものだからであります。二〇〇五年度も、三兆二千二百三十一億円の赤字地方債の増発が予定されています。この赤字地方債による補てんは、それぞれの地方団体が自前で借金をして調達する方法だから、法第六条の三第二項の国の責務が果

たされたことにはならないとの理由から、採用できないとされていたものであります。ところが、政府は、元利償還の全額を交付税に算入するという条件をつけるだけで、強引に制度改正に該当すると強弁しているのであります。しかし、元利償還の全額を交付税に算入するということは、地方の共有財源である交付税をその償還に充てるということを言っているだけで、国が債務が果たされないことは変わりはありません。したがって、赤字地方債は、地方財政法で原則禁止されているものであります。そうしたもので財源不足を補てんするやり方は、二重の脱法的手法であり、容認できません。

第三は、国の歳出削減を優先する三位一体の改革の関連法案だからであります。二〇〇五年度の三位一体の改革は、交付税はほぼ前年同額に据え置かれた形をとっているものの、国庫補助負担金の削減額一兆七千六百八十一億円に対して、税源移譲額は一兆一千百六十億円、七割と、昨年に統計で、地方の自由度の拡大よりも国の歳出削減に重点が置かれたものになっています。

数合わせのために、税源移譲とは関係のないスリム化、補助負担金を温存する手段とも言える交付金化を改革の額に含めるなど、改革の理念のかねらもないことを申し上げ、討論を終わります。

○横光委員長 次に、横光克彦君。

○横光委員長 私は、社会民主党・市民連合を代表いたしまして、地方交付税法等の一部を改正する法律案に対し、反対の討論を行います。

反対の理由の第一は、肝心かなめの税源移譲については二年間で三兆円を目指しながら、二〇〇四年度実施分の〇・六兆円が含まれた実質一・八兆円の税源移譲しかない、水増しのまま生活保護や義務教育費、施設整備費などは先送りされ、国民健康保険に対する新たな都道府県負担の創設など、地方が望んでも新しい新たな負担も押しつけられた三位一体の改革を前提としていることです。

反対の理由の第二は、大きな争点となつた地方

交付税等一般財源の総額の確保について、入り口ベースでは財務省の顔を立て、出口ベースでは総務省のメンツを立てながら、実質は、交付税と臨時財政対策債が合計一・八兆円削減された二〇〇四年度の水準にとどまつており、地方の財政危機の状況の深刻さは改善されていないことであります。したがって、赤字地方債は、地方財政法で原則禁止されているものであります。そうしたもので財源不足を補てんするやり方は、二重の脱法的手法であり、容認できません。

第三は、後年度地方交付税で措置することです。

反対の理由の第三は、後年度地方交付税で措置すると言われていた臨時財政対策債の元利償還分について、改めて臨時財政対策債の発行で対応す

ることです。

反対の理由の第四は、地方六団体が、地方交付

税を政府の政策誘導の手段として用いることは、今後順次縮小すること、あわせて、新たにこうし

た制度を設けたり拡大したりしないこととしている中、交付税の単位費用算定について、二〇〇四

年度のアウトソーシングによる効率化の反映に統

合して、二〇〇五年度は経営努力が報われる算定が行われることです。

最後に、地方分権推進委員会最終報告では、

「税財源の地方分権は、国・地方を通ずる行財政

全体の構造改革にとっても重要な要素であり、む

しろ不可欠の手段」とされておりました。住民と接

する機会が多い地方に行政の裁量権を持たせ、地

域の実情に合う公共サービスが提供できるような

制度に変えることが三位一体の改革の本来の趣旨

であるはずです。

地方側の求める税源移譲を何としても実現する

ため、政府と地方の協議機関を設置し、禍根の残

らない議論が行われることを求め、討論を終わります。(拍手)

○実川委員長 これにて討論は終局いたしました。

○実川委員長 これまで議決に入ります。

○実川委員長 これより採決いたします。

○実川委員長 本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○実川委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

また、その策定に当たっては、地方の参画の機会を拡充し、保障するとともに、今後の改革の推進に当たっては、地方の総意を真摯に踏まえ、地域の実情を十分反映したものとされるよう、最大限の配慮を払うこと。

二 平成十七年度末において二百五兆円に上ると見込まれる巨額の借入金が地方公共団体の財政運営を圧迫し、諸施策の実施を制約しかねない状況にかんがみ、地方財政の一般財源を充実強化し、地方財政の健全化を進めるとともに、累積する臨時財政対策債の元利償還について、将来において地方公共団体の財政運営に支障が生じることのないよう万全の財源措置を講ずること。

三 地方交付税については、地方公共団体の自主的・自立的な行財政運営に充てられる固有の財源であることにかんがみ、財源調整や財源保障の機能を適切に果たすことができるよう、地方税等と併せ地方公共団体の安定的な財政運営に必要な所要額の確保を図ること。

また、財源の中長期的な安定確保を図ることから抜本的な方策を講ずること。

四 義務教育費等の負担のあり方等、国庫補助負担金の廃止・縮減は、今後の地方分権推進のための改革を左右する重要な課題であることから、その検討に当たっては、単なる地方への負担転嫁とならないよう、地方公共団体の意見を十分踏まえつつ、地方の自主性の大につながるものとなるよう積極的に取り組むとともに、その内容、規模等を考慮して、必要な一般財源の確保を図ること。

真の地方分権時代にふさわしい地方税財政基盤を確立するため、政府は次の諸点について措置すべきである。

一 国庫補助負担金改革、国から地方への税源移譲、地方交付税の見直しに係る真の改革を確実に実現し、地方分権の一層の推進を図る

とともに、地方公共団体の歳入・歳出両面における自由度を高め、権限と責任を大幅に拡充するため、具体的な方針を早急に策定する

こと。

以上であります。

○実川委員長 何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○実川委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○実川委員長 起立多数。よつて、本動議のとおり地方分権推進のための地方税財政基盤の確立に関する件を本委員会の決議とするに決しました。

この際、総務大臣から発言を求められておりますので、これを許します。麻生総務大臣。

○麻生国務大臣 ただいま御決議のありました事項につきましては、その御趣旨を十分に尊重してまいりたいと存じます。

○実川委員長 お詫びいたします。

ただいまの決議についての議長に対する報告及び関係当局への参考送付の手続につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○実川委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

○実川委員長 次に、内閣提出、地方税法等の一部を改正する法律案を議題といたします。これより趣旨の説明を聴取いたします。麻生総務大臣。

○実川委員長 次に、内閣提出、地方税法等の一部を改正する法律案を議題といたします。これより趣旨の説明を聴取いたしました。麻生総務大臣。

○実川委員長 次に、内閣提出、地方税法等の一部を改正する法律案を議題といたします。これより趣旨の説明を聴取いたしました。麻生総務大臣。

○実川委員長 御異議なしと認めます。よつて、この法律案の要旨について御説明申し上げます。

○実川委員長 この際、お詫びいたします。

○実川委員長 本案審査のため、本日、政府参考人として総務大臣官房審議官加藤彦彦君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

○実川委員長 御異議なしと認めます。よつて、

その一是、住民税の改正であります。個人住民

税において平成十一年度分から実施しております

定率減税を、現行の二分の一に縮減することとい

たしております。この改正は、平成十八年度分の個人住民税から適用することといたしております。

○五十嵐委員 民主党の五十嵐文彦でございます。総理、よくおいでいただきました。ありがとうございます。

○五十嵐委員 お詫びいたします。ありがとうございます。

そこで、きのうのことなのでちょっと申します。内閣総理大臣出席のもと質疑を行います。質疑の申し出がありますので、順次これを許します。五十嵐文彦君。

○五十嵐委員 民主党の五十嵐文彦でございま

す。総理、よくおいでいただきました。ありがとうございます。

○五十嵐委員 お詫びいたします。ありがとうございます。

昨日の衆議院予算委員会の私の質問に対する、時間制限がもうぎりぎり迫った中での総理の答弁の中では、民主党は郵政公社化法案に反対しております。今度は残せと言うのかという趣旨の答弁をされました。民主党は実は、この公社法案の際に、二〇〇一年だったと思いますが、これは政府原案に賛成、そして与党修正案に反対という議決態度をとっています。

○五十嵐委員 お詫びいたします。

て、いわば条件つきで賛成したということで、正確にはそういうことでござりますので、御認識を新たにしていただいて、間違つたら素直に謝つていただきたいな、私はそう思うわけでございま

す。それから、きのうのことなのでちょっと申します。内閣総理大臣出席のもと質疑を行います。質疑の申し出がありますので、順次これを許します。五十嵐文彦君。

○五十嵐委員 お詫びいたします。ありがとうございます。

七

ときから、昭和五十四年、五十五年のときから実は民営化論というのがあつたわけです。私もそのときの論議に新聞記者として参加をしておりました。いろいろな考え方があるはずでありまして、そういう意味で、私は、むしろ総理よりも総務大臣がおつしやる方が正しいなど。

正しいことをおっしゃる総務大臣が所管大臣ですから、総務省設置法によれば、この郵政公社改革、郵政公社に関する事業あるいは企画というのも、総務大臣が所管大臣なんですね。竹中さんは、法令上の根拠がない特命大臣なんですね。

ですから、きちんと所管大臣を加えて議論する、政府としての態度を決めるというのが正しい態度だと思います。そして、それを審議する場は、あくまでも、法に従えばこの総務委員会だというふうに思うんです。総理においていただいた

から、特に申し上げたいと思うんです。今、私が申し上げた、総務大臣を、共管でもいいですが、所管大臣に加え、そして総務委員会でこれども、所管大臣に問題を審議するということについて、総理の所感を伺いたいと思います。

ための一つの手段です。それは否定しません。大きな手段です。だから必要だと私は言っているんです。別に郵政民営化が目的じゃない。いかに経済を活性化させるかということで、欠かせない一つの手段であると思います。民営化できるものは

民営化していく。民間にできるることは民間に任せようということだったら、大方の人は賛成だと思います。ならば、できるじゃないかということです。

その郵政民営化についてもいろいろ議論があることは承知しております。そういう中で、今、政府案、与党と協議しながら決定する準備を進めております。法案が提出された際にどの委員会で審議するかというのは、国会が決めなきやならないことありますので、国会に任せたいと思つております。

○五十歳委員 恐縮ですけれども、所管大臣につ

いてのことはどうでしょうか。

いろな判断が必要かと思いまですが、私は、常に、

六二

○小泉内閣総理大臣 所管大臣、当然、麻生大臣とも協議して進めておりますし、郵政民営化担当大臣の竹中大臣とも協議していくまますし、各方面からの意見を聞いて判断しなきやならぬ間題

○五十嵐委員 所管大臣、麻生さんとも協議をし
てという言い方でちょっと微妙だつたんですが、
と思つております。

私は、所管大臣は総務大臣だというふうに存じますし、それから、目的化しているというふうに思われているからそのような手段が目的かという議論

論が巻き起こっているということをきちんと御認識いただきたい。それから、民のことは民でといふけれども、民でできない部分があるから、です

から今社会の形をとっているという部分があると
いうことも御認識をいただきたいと思いますが、
このことはまた別途やらせていただきますから、
ここで吉田君といつこはこうちますよ。

さて、地方脱去の本題に入ります。何をしたいと思います。別途やらせていただきたいと思ひます。

けれども、今回の地方税法改正案の中心部分は、定率減税の半減、個人住民税分の措置と住民税のフラット化であります。

この定率減税は小渕内閣で恒久的減税として導入されたものでありますけれども、そのときの議論の過程からして、これを廃止するときの条件は

二つあるというふうに思われます。一つは景気の回復であります。これについても議論があるところでありますけれども、もう一つは、これは所得

税の抜本的見直しをするまでの間の暫定的なイレギュラーな措置としての減税方式だったわけあります。

この所得税の抜本的見直しというものをやらずして、条件を満たすことなく、半減とはいえ廃止に踏み出すということは、これは約束違反ではない

いでしょうか。総理、いかがですか。
○小泉内閣総理大臣 税制改正をどうすべきかといふのは、そのときの経済状況、景気状況、いろ

いろいろな判断が必要かと思いますが、私は、常に、税制の改正についてはそのときの判断を政府はしなきやなりませんし、今回、その必要性があるからしたわけでありまして、これが法律に違反するとは思っておりません。あるいは、過去の法律に違反するのではないかというふうには思つております。

○五十嵐委員　いや、法律に違反するとは一言も言つていらないわけですよ。約束で、所得税の抜本的な見直しをすることになつてはいるはずなのであります。これをやらないと、実はいろいろな弊害が起きて、現に起こるうとしているんです。

まず、配偶者特別控除がなくなるということがあり、二〇〇五年からきてまいりますし、老年者控除の加算部分が縮減される、なくなるというようなこともあります。そして、地方税の部分では、とにかく課税最低限が下がるということ、要するに、今まで税金を取られなかつた人たちから取られる人たちが出てくる。その上にこの定率減税の半減というものが加わりますと、そしてフラット化が加わりますと、一気にその部分が大幅な税金の増税になります。

それから、中堅所得層、特に、年収五百万、六百万台の人たちも一二二%という大幅な増税率になつてしまひます。子育て世代や働き盛り世代に大変きつい増税になつてくるわけで、私どもは、こういうことをやる場合には、それだつたら、憲法に認める最低限の生活というのを保障するためはどうするか、今までの考え方をえて、基礎控除というものを引き上げるなり、基礎控除の見直しをするなり、そういう抜本的な考え方の変更を検討しなければならない、精査しなければいけない、こう思つてゐるわけです。

それをなしに、やるという約束だつたのをやらないので、一方的に単純な増税だけを押しつけるというのではありません。これは約束違反ではないか、こういう話であります。国民生活にも重大な影響があります。ですから、そういう意味で、総理に、約束違反ではありませんじやないですかということを申し上

げているんです。いかがでしょう。

○麻生国務大臣 最初に、まず配偶者特別控除いわゆる例の上乗せ部分の話なんだと思いますが、それと老年者の控除の話を二つ、途中からざれました。

これは、社会構造というものがこれだけ高齢化してきて、いろいろな意味で、高齢者の持つておられますいろいろなもの、時代が変わってきてますので、広く公平に負担を分かち合うという観点から、こことのところは見直しを行おうということなんだと思います。

また、定率減税の話が出ましたけれども、御記憶のことだと思いますが、あれはたしか平成十一年だったと思うんですが、五十嵐先生、あのときの小渕内閣のときの景気状況と今景気状況などを比べてみて、これは、明らかに法人税収の伸びまたその他のいろいろな意味での設備投資、機械投資等々の伸びは著しく変わってきます。あの時の当時、景気に最大限の配慮をしろというのを前提にたしか導入ということが決まつたと記憶していますが、当時と比べてかなり変わってきたので、いろいろな意味で税収のバランスを図らねばならないということで、少なくともとりあえず半分だけということでさせていただいたということなんだと思つております。

また、今、基礎控除の引き上げという話がありましたけれども、基礎控除の引き上げというのをやろうとする、これはすべての納税者に及ぶということになりますので、これは当然のこととして、いきなり多額の減収になる。

それから、個人住民税の方の話も出ていましたけれども、個人住民税というのは、御存じのように、その地域に住んでいる、一種の年会費といふか会費みたいな部分がありますので、その地域の住民等々のことを考えましたときに、これはかなり慎重な検討がなされないと、うかつにはということだと思います。

いわゆる政府税調の答申にも、個々の納税者に係る税負担の変動にも十分に留意してということことだと思います。

で、低所得者層については答申が出ておりますので、具体的な点についてはもつと慎重にやらないかぬところだと思つております。

○五十嵐委員 ですから、論理的な場所なんですから、ここは、論理で。要するに、減税を決めたときに、こういう減税方式はイレギュラーだ、我々は実は、賛成しがたい、こう言つていただけですよ。やるなら、もっとちゃんとした減税をしなさいと。今でも、この定率減税は時間が来たらやめるべきだと我々も思つてますよ。だから、それを反対しているわけでもない。

それから、控除を見直すことも別に反対しているわけじゃない。控除の見直し、我々も配偶者特別控除を廃止しろと言つてきただす。控除からそうじやなくて、それをやるんだったら全体の見直し。基礎控除が難しいのはみんなわかつりますよ。だけれども、それはやはり見直すべきものなんでしょう。どういう税体系が全体としていいのかというのを、所得税の体系を、二元的所得論などか、あるいは世帯単位にとらえるか個人単位にとらえるかとか、総合所得かどうかとか、いろいろな観点があつて、それらを精査した上で、所得税体系を全部見直した上でやりましょうね、恒久的なものを本当にやりましょうねといふ話になつてゐるはずなんです。

それをやらないでいきなり、金が足りないから三位一体で、我々は地方分権改革、自立改革と言つていますけれども、地方にとられちやうから、その前に大急ぎで増税で、財源をとられる分を確保していくましようという発想なんですか。とにかく、これはそのときの総理が決断をして、恒久的減税としてやられたんですから、違反かどうかということをきちんと認識される必要があるということ、もう一回、総理から答弁を聞きたいということ、それから、今言つたように、見直しを抜本的にやらないと、いろいろなことが起きますよということなので、三位一体との関係は一体あるのかどうか、この二点をお尋ねし

たいと思います。

○小泉内閣総理大臣 約束違反ではないかといふ

ことであります。これは、当時、小渕総理大臣自身がこう言つてゐるんですね。平成十年の八月十七日の衆議院の予算委員会において、「一年限りなく期限を定めないで制度改革を行い、その後特に法律改正を行わない限り継続していく」という趣旨で恒久的な減税と表現したもの」であると答弁しており、未来永劫に改正しないという趣旨に、民主党が、所得税の改正の必要性、基礎控除を含めた議論を展開しているのも私は承知しております。また、所得税のみならず消費税も引き上げるべきだという議論も承知しております。

抜本的税制改正というのは、所得税自身の税制改正、あるいは消費税に対する税制改正、資産課税に対する税制改正と、総合的に見るのもこれは抜本的税制改正であり、個別に見るのも抜本的税制改正と、人によつては言つては言つてよい。そういう点において、現下の状況において、私は決して約束違反だとは思つておりません。

は、財政状況や景気状況を見きわめて、今回の定率減税を全部廃止するのではなく、二分の一に限つた。あとどうするかというのは、ことしの暮れの状況を見ながら判断するというのは、私は決して約束違反だとは思つておりません。

○五十嵐委員 いや、所得税の見直しというのが、その審議の過程の中では実は条件になつていています。ですから、それは全体に広げられるのは間違ひだと思います。

今回私は、私の任期中、まあ長くても来年九月までですが、その間に消費税を引き上げる環境にないと見通しているからこそ、私の在任中は消費税を引き上げないと言つておられます。それは、別に引き上げろと言う人に対して批判しているわけじゃありませんよ。

私は、たびたび選挙の最中に、消費税を引き上げないというのは無責任だと批判されました。

しかし、私の役割は、行政改革を徹底させることにある。どちらかといえば、国民は、歳出削減

反対、増税も反対です。突き詰めて言えば、歳出削減だけねらい撃ちにしたこういう増税をする必要は

ないはずであります。

むしろ、税収不足対策というのであれば、やくざや泥棒まで取れる消費税というのを、薄々広く負担していただいた方が、そういう論議をきちんとして、そういう凍結論を解除して議論をした方

がむしろいいんじゃないですか。私が総理の間は

うことから考えますと、今後、歳出削減を徹底し

てやつたとしても、今のいろいろな財政需要、国

民の要望にこたえる財政状況になるかというと、

なかなか疑問に思つてゐるのは、私も感じてお

ります。だからこそ、消費税の議論は妨げないと

言つてゐるんです。しかしながら、私の任期のあ

中は消費税を引き上げないけれども、議論は大いに結構です。

また、所得税の問題につきましては、消費税を導入したときに、当時の物品税を廃止して、そして消費税を導入しました。このときも大きな批判を浴びたから、今度は、5%に上げるときには、所得税を減税して、しかも減税を先行して、後々消費税を増税したけれども、大きな批判を浴びました。

今回の消費税の引き上げ論者につきましては、社会保障の財源とかさまざまの財政状況を見ると消費税の引き上げは避けられないという議論が行われていることを私は十分承知していながら、この議論は妨げないけれども、私の任期中は引き上げる必要はないと言つておられるわけでありまして、消費税を減税して、しかも減税を先行して、後々消費税を増税したけれども、大きな批判を浴びました。

した。

後大いに議論はしていただきたい。その際には、当然長い期間を必要とするでしょうし、各党が胸襟を開いて、大いにこの消費税を含めた所得税等について議論はしていただきたいと歓迎しております。

○五十嵐委員 幾つかおかしい点があると思うんですね。まず、将来不安が国民の間を覆つて

いる、このことを直さない限り、景気の回復はな

い。それは、一つには老後の不安でありますか

ら、社会保障、特に年金の安心を与えることが大事だ。年金の将来安定や安心感が得られるためだったら、国民は、消費税を引き上げることについては、これは賛成するという統計上の、世論調査で数字が出ております。ですから、そのことを環境がないというのは、大衆増税になるという意味かなと憶測をいたしますけれども、それとはまた別だと思います。

それからまた、同時に、大衆増税ということだつたら、同じことなんですよ。社会保険料の負担を統けざまに、国民年金も厚生年金の保険料も介護保険料もみんな上げて、そしてここで所得税の増税ですよ。これをやるというなら、同じことじやないですか。要するに、消費税は目立つから、目立つところはやめて、目立たないところで上げてしまおうということそくな考へではないかなというふうに私は思うわけであります。

時間が来ましたのでこの辺にしておきますけれども、私は、総理の考へ方はかなりいびつなと言わざるを得ません。また別の機会に議論させていただきたいと思います。ありがとうございます。

○実川委員長 次に、吉井英勝君。

○吉井委員 日本共産党の吉井英勝です。

GDPの約六割は家計消費ですが、家計の可処分所得を奪ってしまうことになると、消費不況を拡大するということになってしまいます。景気にも税収にもマイナスになることは明白です。

今回の高齢者の個人住民税非課税措置の廃止で、六十五歳以上の高齢者の中で約百万人が非課税から課税対象になります。しかも、それに連動して、国保や介護保険、地方自治体のシルバーパスから医療費助成に至るまで、全部負担増につながります。ですから、非課税から課税世帯になることで、地方のサービスも含めて考へると、これは高齢者の世帯の構成とか年齢とか所得とかいろいろ違います。でも、基礎年金ぐらいいの所得の高齢者夫婦を見れば、三倍に負担が重くなるという例もありますし、また、単身高齢者

で四倍に負担がふえるという例もあります。ですから、今回の問題は高齢者から悲鳴が上がつております。

そこで、高齢者、所得の低い方たちにとってこうして雪だるま式の負担増も出てくるということについては、総理は思つておられるかどうかを総理に伺います。

○小泉内閣総理大臣 定率減税が高齢者に対しても負担増になるという御質問ですか。（吉井委員）「住民税非課税措置廃止でね」と呼ぶ）この定率減税と住民税について、別に一体ではありませんが、税というのは、だれでも負担しなきやならない問題なんです。共産党が常々主張されているよ

うに、消費税、これは国民全体が負担するから反対だという主張はよく聞いております。そういうことを考えますと、税というのは、どういう税をやつても、負担になるということは避けられない。国民の負担なくしてあらゆる福祉政策というものは遂行できない、だれかに負担をおかれられない。國保も介護保険も、さらには地方がシルバーパスその他負担がふえてきましたから、雪だるま式に負担がふえてくるでしょう、それは総理もお考へでしようというのが一つなんです。

その一つと、時間が迫つてまいりましたから、もう一つあわせて。では、その措置に対しても、高齢者の非課税措置廃止による低所得者の負担がふえて暮らしが困ることにならないように、国がきちんと責任を果たす必要があると思うんですが、その場合、何か総理として対策をお考へなのか、この二点を総理に伺います。

○小泉内閣総理大臣 それぞれの負担がかかる部分にどのような配慮をなすべきかというのは、当然国だけでなく市町村等考へていかなきやならない問題だと思っております。

○吉井委員 時間が参りましたので。要するに、負担増が雪だるま式にふえるんです。考へていかなきやならぬというお言葉ですが、これは本当に、そこを考えたならば、とりわけ住民税の非課税措置の廃止などで負担を重くするようなことはやめるべきだ、このことを申し上げまして、質問を終わりります。

○実川委員長 次回は、明三日木曜日午後四時二十分理事会、午後四時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時三十二分散会

○麻生国務大臣 基本的には、国民健康保険料と響が出てくるということは、もう間違ひありません。

ん。

雪だるま式と言われると、何かえらい騒ぎで、そういう形容詞にちょっとひつかかるんですねけれども、雪だるまと言われるほどむちやくちやな感

じはしませんけれども。

○吉井委員 総務大臣は國保にかかわりがあるから國保が気になつたんでしようけれども、そうその負担だけじゃなしに、國保も介護保険も、さじなくて、高齢者の非課税措置、これを廃止して、そうすると課税世帯になりますね。だから、税額がふえるという分はもちろんあるんですけど、それは総理もお考へでしようというのが一つ

ん。

地方税法等の一部を改正する法律案
地方税法等の一部を改正する法律案

(地方税法の一部改正)

第一条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第十七条の二第二項中「第四十八条第一項」の下に「若しくは第二項」を加える。

第二十条の四の二第六項中「政令で定める地方税について」を「地方団体が当該地方団体の条例でこれと異なる定めをしたときは」に改める。

第二十三条第一項第四号中「第四十二条の四」の下に「及び第四十二条の十二」を加え、同項第四号の三之中「本節」を「この節」に、「及び」を「並びに」に、「の規定により控除」を「及び第六十八条の十五の二」の規定により控除」に改め、同号口中「及び」を「並びに」に、「の規定により控除」を「及び第六十八条の十五の二」の規定により控除」に改める。

第二十四条の五第一項第二号中「年齢六十歳以上の者」を削る。

第四十五条の二第一項中「又は第三項」を「又は第四項」に、「本節」を「この節」に、「本条」を「この条」に改め、同条第二項中「同条第三項」を「同条第四項」に改め、同条第三項中「又は第三項」を「又は第四項」に改める。

第四十八条第一項中「市町村の地域」を「報告に係る滞納者」に、「三月をこえない」を「一年を超えない」に改め、同条第七項中「第一項の徴収及び滞納処分並びに第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「第一項」の下に「又は第二項」を加え、同項を同条第六項とし、同条第四項中「第一項」の下に「又は第二項」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項中「当該滞納に係る」を「同項又は第二項の規定により道府県の徴税吏員が徴收し、又は滞納処分をする」に、「除く外」を

「除くほか」に、「同項」を「第一項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に、「当該滞納に係る」を「前一項の規定により道府県の徴税吏員が徴収し、又は滞納処分をする」に、「同項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の

下に「又は船員派遣契約」を加え、「労働者派遣法」を「労働者派遣(労働者派遣法)」に、「本項」を「この項」に改め、「同じ。」の下に「若しくは船員派遣(船員職業安定法第六条第十一項に規定する船員派遣)をいう。以下この項において同じ。」を、「又は労働者派遣」の下に「若しくは船員派遣」を加え、同項第一号の「労働者派遣契約」を「労働者派遣」に改め、「同じ。」

「税額」を「付加価値割額、資本割額、所得割額又は収入割額(第七十二条の二十五又は第七十三条の二十八の規定によつて申告書を提出すべき事業年度の付加価値割額、資本割額、所得割額又は収入割額に限る。)」に改める。

社に関する法律」に、「若しくは老人保健法」を「老人保健法」に、「若しくは介護保険法」を「介護保険法」に、「部分につき」を「部分若しくは障害者自立支援法の規定によつて支給することとされる自立支援医療費の支給認定に係る障害者若しくは障害児に対する自立支援医療に要する費用の額として同法の規定により定める金額に相当する部分につき」に改める。

第七十三条の四第一項第一号中「本州四国連絡橋公團」を削り、「日本原子力研究所、該

祉に関する法律」に、「若しくは老人保健法」を、「老人保健法」に、「若しくは介護保険法」を、「介護保険法」に、「部分につき」を「部分若しくは障害者自立支援法の規定によつて支給することとされる自立支援医療費の支給認定に係る障害者若しくは障害児に対する自立支援医療に要する費用の額として同法の規定により定める金額に相当する部分につき」に改める。
第七十三条の四第一項第一号中「、本州四国連絡橋公団」を削り、「日本原子力研究所、核燃料サイクル開発機構」を「独立行政法人日本

2 市町村長は、前項の滞納者が、同項の報告があつた日の属する年の六月一日以後同項の一定の期間の末日までの間の納期限に係る個人の道府県民税を滞納したときは、その旨を遅滞なく道府県知事に報告するものとする。この場合において、道府県知事が市町村長の同意を得たときは、道府県の徴税吏員は、当該滞納に係る道府県民税に係る地方団体の徴

べき市町村民税に係る地方団体の徴収金について、同項の一定の期間に限り、同項の規定の例により、同項の地方団体の徴収金とあわせて徴収し、又は滞納処分をすることができ

第五十条第一項中「第四十八条第一項」の下に「又は第二項」を加え、「隠蔽」を「隠ぺいし」に改め、同条第二項及び第四項各号中「第四十八条第一項」の下に「又は第二項」を

第七十二条の四第一項第二号の中「国立大学法人等」の下に「及び日本司法支援センター」を加える。

第七十二条の五第一項第五号中「厚生年金基金連合会」を「企業年金連合会」に改め、同項中第八号を削り、第九号を第八号とし、第十号から第十三号までを一号ずつ繰り上げる。

第七十二条の十五第一項第一項に「昭和六十年法律第八十八号」第二十六条第一項を「昭和六十年法律第八十八号」、以下この項において「労働者派遣法」という。(第二十六条第一項又は船員職業安定法(昭和二十三年法律第百三十号)第六十六条第一項)に改め、「労働者派遣契約」の

条第一項」を「第二条第一項」に改め、同条第十項中「振替供給又は同法第二十四条の四第一項に規定する接続供給」を「託送供給」に、「平成十七年三月三十日」を「平成十九年三月三十一日」に改める。

第六項中「(次項、第九項及び第十二項において「特定医療法人」という。)」を削り、同項を同条第八項とし、同条中第五項を第七項とし、第四項の次に次の二項を加える。

5 税特別措置法第四十二条の十二(第二項に規定する中小企業者等の平成十七年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間に開始する各事業年度の法人の道府県民税及び市町村民税に限り、当該事業年度の法人税額について同条の規定により控除された金額がある場合における第二十三条第一項第四号及び第二百九十二条第一項第四号の規定の適用については、これらの規定中「及び第四十二条の十二の規定」とあるのは、「の規定」とする。

6 中小連結親法人等の平成十七年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間に開始する各連結事業年度の法人の道府県民税及び市町村民税に限り、当該連結事業年度の連結法人税額に係る調整前個別帰属法人税額について租税特別措置法第六十八条の十五の二の規定により控除された金額のうち当該中小連結親法人等に係る金額に相当する金額がある場合における第二十三条第一項第四号の三及び第二百九十二条第一項第四号の三の規定の適用については、これらの規定中「並びに租税特別措置法第六十八条の九及び第六十八条の十五の二」とあるのは、「及び租税特別措置法第六十八条の九」とする。

条第一項」を「第二条第一項」に改め、同条第十項中「振替供給又は同法第二十四条の四第一項に規定する接続供給」を「託送供給」に、「平成十七年三月三十一日」を「平成十九年三月三十一日」に改める。

附則第十条第一項中「平成十七年三月三十一日」を「平成十九年三月三十一日」に改め、同条第五項を削り、同条第六項中「破綻保険会社」を「同法第二百六十条第二項に規定する破綻保険会社」に、「平成十七年三月三十一日」を「平成十九年三月三十一日」に改め、同項を同条第五項とし、同条中第七項を第六項とし、第八項から第十二項までを一項ずつ繰り上げ、同条第十三項中「若しくは第四号又は第十三条第一項」を「又は第四号」に改め、同項を同条第十二項とする。

附則第十一条第三項中「平成十七年三月三十一日」を「平成十九年三月三十一日」に改め、同項第一号中「本項から第五項まで」を「この項及び次項」に改め、同条第四項を削り、同条第五項中「第三項及び」を削り、同項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とし、同条第七項中「平成十五年四月一日から平成十七年三月三十一日まで」を「平成十七年四月一日から平成十九年三月三十一日まで」に、「四分の一」を「六分の二」に改め、同項を同条第六項とし、同条中第八項を第七項とし、第九項を削り、同条第十項中「本項」を「この項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十三項中「本項」を「この項」に、「平成十七年三月三十一日」を「平成十九年三月三十一日」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十四項中「本項」を「この項」に、「平成十七年三月三十一日」を「平成十九年三月三十一日」に改め、同項を同条第十二項と

第一項」を「第二条第一項」に改め、同条第十項中「振替供給又は同法第二十四条の四第一項に規定する接続供給」を「託送供給」に、「平成十七年三月三十一日」を「平成十九年三月三十一日」に改める。

附則第十条第一項中「平成十七年三月三十一日」を「平成十九年三月三十一日」に改め、同条第五項を削り、同条第六項中「破綻保険会社」を「同法第二百六十条第二項に規定する破綻保険会社」に、「平成十七年三月三十一日」を「平成十九年三月三十一日」に改め、同項を同条第五項とし、同条中第七項を第六項とし、第八項から第十一項までを一項ずつ繰り上げ、同条第十三項中「若しくは第四号又は第十三条第一項」を「又は第四号」に改め、同項を同条第十二項とする。

し、同条第十五項中「本項」を「この項」に、
「平成十七年三月三十一日」を「平成十九年三
月三十一日」に改め、同項を同条第十三項と
し、同条第十六項中「本項」を「この項」に、
「平成十七年三月三十一日」を「平成十九年三
月三十一日」に改め、同項を同条第十四項と
し、同条第十七項中「平成十七年三月三十一
日」を「平成十九年三月三十一日」に改め、同
項を同条第十五項とし、同条第十八項中「本
項」を「この項」に、「所有者その他の政令で
定める者が」を「敷地の用に供されていた土
地が土地区画整理法第二条第四項に規定する施
行地区又は都市再開発法第二条第三号に規定す
る施行地区のうち被災市街地復興特別措置法第
五条第一項に規定する被災市街地復興推進地域
(以下「この項において「特定地区」という。)の
区域内にある場合において、当該被災家屋の所
有者その他の政令で定める者が、当該特定地区
の区域内に、「平成十七年三月三十一日」を「この
項」に、「平成十七年三月三十一日」を「平成
十九年三月三十一日」に改め、同項を同条第十
八項とし、同条第二十一項中「平成十七年三月
三十一日」を「平成十九年三月三十一日」に改
め、同項を同条第十九項とし、同条第二十二項
中「平成十七年三月三十一日まで」を「平成十
七年四月一日から平成十九年三月三十一日ま
で」に、「三分の一」を「四分の一」に改め、
同項を同条第二十項とし、同条第十三項を同
条第二十一項とし、同条第二十四項中「本項」
を「この項」に改め、同項を同条第二十二項と
し、同条第二十五項を同条第二十三項とし、同
条第二十六項中「本項」を「この項」に改め、
同項を同条第二十四項とし、同項の次に次の一
項を加える。

等の促進に関する法律第一条第五項に規定する選定事業者が同法第十条第一項に規定する事業計画又は協定に従つて実施する同法第二条第四項に規定する選定事業で政令で定めるもの（法律の規定により同条第三項第一号又は第二号に掲げる者がその事務又は事業として実施するものであることを当該者が証明したものに限る。）により同条第一項に規定する公共施設等の用に供する家屋で政令で定めるもの（次項及び第二十七項の規定の適用を受けるものを除く。）を取得した場合における当該家屋の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成二十二年三月三十一日までに行われたときに限り、当該家屋の価格の二分の一に相当する額を価格から控除するものとする。

34 自動車安全運転センターが自動車安全運転

号に規定する業務の用に供する不動産で政令で定めるものを取得した場合における当該不動産の取得に対する課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成十九年三月三十一日までに行われたときに限り、当該不動産の価格の三分の一に相当する額を価格から控除するものとする。

35 放送法第二条第三号の三に規定する一般放

送事業者が高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法(平成十一年法律第六十三号)第五条第三項に規定する高度テレビジョン放送施設整備事業により同条第二項に規定する認定計画に従つて実施する同法第二条第三項に規定する高度テレビジョン放送施設整備事業により同条第二項に規定する高度テレビジョン放送施設の用に供する家屋で政令で定めるものを取得した場合における当該家屋の取得に対する課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成十九年三月三十一日までに行われたときに限り、当該家屋の価格の四分の一に相当する額を価格から控除するものとする。

36 都市再生特別措置法第六十五条に規定する認定整備事業者が同法第六十六条第一項に規定する認定整備事業計画に基づき当該認定整備事業計画に係る整備事業区域の区域内において同法第六十七条に規定する認定整備事業で政令で定めるものの用に供する不動産を取得した場合における当該不動産の取得に対する課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成十九年三月三十一日までに行われたときに限り、当該不動産の価格の五分の一に相当する額を価格から控除するものとする。

37 都市再生特別措置法第六十六条第一項に規定する特定農業法人が農業振興地域の整備に関する法律第八条第一項に規定する農業振興地域整備計画において農用地区域として定められている区域内にある土地で農業經營基盤強化促進法第二十七条の三第三項の規定による協議又は同法第二十七条の四第二項の規定による調停に係るものを受けた場合に当該土地の取得に対する課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成十九年三月三十一日までに行われたときに限り、当該土地の価格の三分の一に相当する額を価格から控除するものとする。

38 農業経営基盤強化促進法第二十三条第四項に規定する特定農業法人が農業振興地域の整備に関する法律第八条第一項に規定する農業振興地域整備計画において農用地区域として定められている区域内にある土地で農業經營基盤強化促進法第二十七条の三第三項の規定による協議又は同法第二十七条の四第二項の規定による調停に係るものを受けた場合に当該土地の取得に対する課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成十九年三月三十一日までに行われたときに限り、当該土地の価格の五分の一に相当する額を価格から控除するものとする。

附則第十二条に次の二項を加える。
「本項」を「この項」に改める。

5 所得税法等の一部を改正する法律(平成十

七年法律第号)附則第五十五条第三項に規定する受贈者に係る前各項の規定の適用については、第一項中「租税特別措置法」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第号)附則第五十五条第一項の規定によりなお効力を有することとされる同法による改正前の租税特別措置法(以下この条において「旧租税特別措置法」という。)と、「第二十項」とあるのは「第二十項並びに所得税法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第号)附則第五十五条第三項から第十六項まで」と、第二項中「前項」とあるのは「第五項の規定により読み替えて適用される前項」と、「租税特別措置法」とあるのは「旧租税特別措置法」と、第三項中「第一項の規定」とあるのは「第五

項の規定により読み替えて適用される第一項の規定」と、「租税特別措置法」とあるのは「旧租税特別措置法」と、「又は第十八項」とあるのは「若しくは第十二項」と、「前項」とあるのは「第五項の規定により読み替えて適用される前項」と、「同条第二十四項」とあるのは「旧租税特別措置法第七十条の四第二十四項」と、「同条第五項」とあるのは「旧租税特別措置法第七十条の四第五項」と、前項中「前項」とあるのは「次項の規定により読み替えて適用される前項」と、「第一項」とあるのは「第五項」とあるのは「次項の規定により読み替えて適用される第一項」とする。

附則第十四条に次の二項を加える。

5 市町村は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が都市計画法第五条の規定により指定された都市計画区域のうち政令で定める市街地の区域又は政令で定める公共の用に供する飛行場の区域及びその周辺の区域で政令で定めるものにおいて都市鉄道等利便増進法(平成十七年法律第号)第二条第六号に規定する都市鉄道利便増進事業により同法の施行の日から平成十九年三月三十一日までの間に整備し、かつ、直接鉄道事業又は軌道経営の用に供するトンネルに対しては、第三百四十二条の規定にかかわらず、固定資産税を課することができない。

附則第十五条第三項中「平成十六年四月一日から平成十八年三月三十日まで」を「平成十七年四月一日から平成十九年三月三十日まで」に、「本項」を「この項」に、「第八条第一項」を「第九条第一項」に改め、「又は同法第二十二条の二第三項に規定する特定港湾一般港湾運送事業者等」、「これらの者のうち」及び「免許又は」を削り、「これらの者に」を「当該許可を受けた者に」に改め、「(当該特定倉庫で

総務省令で定めるものにあつては、当該特定倉庫に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格の六分の五」を削り、同条第四項中「平成十七年三月三十一日」を「平成十九年三月三十一日」に改め、同条第五項中「平成十六年四月一日」を「大気汚染防止法の一部を改正する法律(平成十六年法律第五十六号)の施行の日」に、「第十八項」を「第十七項」に、「又は第六号に掲げるものの(総務省令で定めるものを除く。)」を、「第六号に掲げるものの(総務省令で定めるものを除く。)又は第九号に掲げるるもの」に改め、「又は第七号」を削り、「二分の一」の下に「第七号又は」を加え、同項に次の一號を加える。

十 大気汚染防止法第二条第五項に規定する施設を除く。)で総務省令で定めるもの

附則第十五条第八項中「第九号まで」を「第十号まで」に、「第十八項」を「第十七項」に、

「平成十四年四月一日」を「大気汚染防止法の一部を改正する法律(平成十六年法律第五十六号)の施行の日」に改め、「第五項第九号」の下に「又は第十号」を加え、同条第九項中「第十項まで」に、「第十七項」に改め、「六分の五」の下に「(当該機械その他の設備のうち総務省令で定めるものにあつては、当該機械その他の設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の八分の七)」を加え、同条第十九項中「平成十七年三月三十日」を「平成十九年三月三十一日」に改め、同条第二十三項中「(を除く。)及び」を「(を除く。)」に改め、「東南海・南海地震防災対策推進地域」の下に「及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成十六年法律第二十七号)第三条第一項に規定する日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域」を加え、「平成十六年四月一日」を「平成十七年四月一日」に改め、同条第十一項中「(以下本項において「特定駐車場」という。)を削り、「平成十五年四月一日から平成十七年三月三十日まで」を「平成十七年四月一日から平成十九年三月三十日まで」に改め、同条第十二項中「(同法第三十四条第一項の規定による緑化地域内の建築物の敷地内に同条第一項に規定する緑化施設の整備に係るもの)を除く。)」を削り、「緑化施設で政令で定めるもの」を「同法第三十四条第二項に規定する緑化施設(同法第三十五条の規定又は同法第三十九条第二項に規定する地区計画等緑化率条例の規定による規制の対象となる建築物(以下この項において「特定建築物」

という。)の緑化施設でこれらの規定による緑化率の規制の最低限度以下の部分として政令で定めるものを除く。)で政令で定めるもの(以下この項において「特定緑化施設」という。)に改め、「都市緑地保全法の一部を改正する法律(平成十三年法律第三十七号)の施行の日から平成十七年三月三十一日まで」を「平成十七年四月一日から平成十九年三月三十一日まで」に改め、「五分の四」に、「五分の四」を「六分の五」に改め、「都市緑地保全法の一部を改正する法律(平成十三年法律第三十七号)の施行の日から平成十七年三月三十一日まで」を「平成十七年四月一日から平成十九年三月三十一日まで」に改め、「五分の四」を「六分の四」に改め、「四分の三」を「五分の三」を「五分の四」に改め、「四分の三」を「五分の四」に改め、「四分の三」を「五分の四」に改め、同条第三十項中「平成十三年四月一日から平成十七年三月三十一日まで」を「平成十七年四月一日から平成十八年五月三十日まで」に、「第三十五項」を「第三十三項」に、「平成十七年三月三十一日」を「平成十九年三月三十一日」に改め、同条第三十六項中「平成十九年三月三十一日」を「平成十九年三月三十一日」に改め、同条第三十四項中「平成十九年三月三十一日」を「平成十九年三月三十一日」に改め、同条第三十九項中「(本項)を「この項」に改め、同条第三十八項及び第三十九項中「(本項)を「この項」に、「平成十七年三月三十一日」を「平成十九年三月三十一日」に改め、同条第四十項中「(本項)を「この項」に改め、同条第三十項」を「若しくは第十四項」に改め、同条第四十一項中「(第十五項、第二十一項)を「第十四項」に、「(第三十五項)を「第三十三項」に改め、同条第四十二項中「平成十七年三月三十一日」を「平成十九年三月三十一日」に改め、同条第四十六項中「(三百四十九条の二又は第七百二条第三十二項)を「第五十項」に改め、同条第四十九項中「(平成十七年三月三十一日)」を「(平成十九年三月三十一日)」に改め、同条第五十項及び第五十一項を次のように改める。

50 鉄道事業法第七条第一項に規定する鉄道事業者又は軌道法第四条に規定する軌道経営者が平成十七年四月一日から平成十九年三月三十日までの間に新たに製造された車両で政令で定めるものを、取得して、又は取得した後に当該車両を他の者に譲渡し、当該者から当該車両を賃借して、これを事業の用に供する場合においては、当該車両に対して課する固定資産税の課税標準は、第二百四十九条の二の規定にかかわらず、当該車両に対して新

たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税に限り、当該車両の価格の二分の一の額とする。

51 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第一条第五項に規定する選定事業者が同法第十条第一項に規定する事業計画又は協定に従つて実施する同法第二条第四項に規定する選定事業で政令で定めるもの(法律の規定により同条第三項第一号又は第二号に掲げる者がその事務又は事業として実施するものであることを当該者が証明したものに限る。)により平成十七年四月一日から平成二十二年三月三十日までの間に取得した同条第一項に規定する公共施設等の用に供する家屋及び償却資産で政令で定めるもの(第四十八条及び第四十九項の規定の適用を受けるものを除く。)に對して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第三百四十九条、第三百四十九条の二又は第七百二条第三十一項の規定にかかわらず、当該家屋及び償却資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格の二分の一の額とする。

附則第十五条第五十二条項中「平成十七年三月三十一日」を「平成十九年三月三十日」に改め、「平成十七年三月三十一日」を「平成十九年三月三十日」に改め、同条第五十三条項中「(本項)を「この項」に、「平成十七年三月三十一日」を「平成十九年三月三十日」に改め、同条第五十四条第一項中「(第三百四十九条の二又は第七百二条第三十二項)を「第五十項」に改め、同条第四十九項中「(平成十七年三月三十一日)」を「(平成十九年三月三十日)」に改め、同条第五十項及び第五十一項を次のように改める。

57 水防法 昭和二十四年法律第百九十三号 第十五条第一項第三号に規定する地下街等で政令で定めるものの所有者又は管理者が水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成十七年法律第一号)の施行の日から平成十九年三月三十日までの間に取得した当該地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るための施設又は設備の用に供する家屋及び償却資産で総務省令で定めるもの(当該所有者又は管理者が同条

第三項の規定により作成する計画に記載されたものに限る。)に対しして課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第三百四十九条、第三百四十九条の二又は第七百一条第一項の規定にかかわらず、当該家屋及び償却資産に対し新たに固定資産税又は都市計画税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、当該家屋及び償却資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格の二分の一の額とする。

十九条、第三百四十九条の二又は第七百一条
第一項の規定にかかわらず、当該家屋及び償
却資産に対し新たに固定資産税又は都市計
画税が課されることとなつた年度から五年度
分の固定資産税又は都市計画税に限り、当該
家屋及び償却資産に係る固定資産税又は都市
計画税の課税標準となるべき価格の三分の二
の額とする。

附則第十五條の二第一項中「本項」を「この十二項」に、「又は第三百四十九条の三第二項、第十二項、第十三項、第十五項若しくは第二十一項」を「、第三百四十九条の三第二項、第十二項若しくは第十四項の規定又は前条第五十項」に改め、同条第二項中「本州四国連絡橋公团法（昭和四十五年法律第八十一号）第二十九条第一項第三号」を「独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第十二条第一項第一号」に、「第十五項まで、第二十一項」を「第十四項まで」に、「第三十五項」を「第三十三項、前条第五十項」に改める。

附則第十五条の三第二項中「本項」を「この項」に、「平成十三年一月一日」を「平成十八年一月一日」に改める。

附則第十六条第五項中「平成十七年三月三十日」を「平成十九年三月三十一日」に、「本項」を「この項」に改める。

附則第十六条の二の見出し中「阪神・淡路大震災」の下に「及び三宅島噴火災害」を加え、同条第一項中「本項」を「この項」に改め、

「被災住宅用地」という。」の下に「で特定地区(土地区画整理法第二条第四項)に規定する施行地区又は都市再開発法第二条第三号に規定す

る施行地区のうち被災市街地復興特別措置法第五条第一項に規定する被災市街地復興推進地域の区域内にあるもので総務省令で定めるものをいう。以下この条において同じ。)の区域内にあるもの」を加え、「平成八年度から平成十七年度まで」を「平成十七年度から平成二十二年度まで」に改め、同条第二項中「本項」を「この

項」に、「平成八年度から平成十七年度まで」を「平成十七年度から平成二十二年度まで」に改め、「賦課期日において、」の下に「特定地区の区域内に」を加え、同条第三項中「本項」を「この項」に改め、「被災共用土地」という。」の下に「のうち特定地区の区域内にあるもの」を加え、「平成八年度から平成十七年度まで」を「平成十七年度から平成二十二年度まで」に改め、同条第四項中「第三百五十二条の二第五項」に、「本項」を「第三百五十二条の二第五項」に改め、「特定被災共用土地」という。」の下に「のうち特定地区の区域内にあるもの」を加え、「平成八年度から平成十七年度まで」を「この項」に改め、「特定被災共用土地」という。」の下に「のうち特定地区の区域内にあるもの」を加え、「平成八年度から平成十七年度まで」を「平成十七年度から平成二十二年度まで」に改め、同条第六項及び第七項中「である場合」を「であり、かつ、特定地区的区域内にある場合」に改め、同条第八項及び第九項中「である場合」を「であり、かつ、特定地区的区域内にある場合」に、「平成八年度から平成十七年度まで」を「平成十七年度から平成二十二年度まで」に改め、「者をもつて」の下に「当該仮換地等に係る」を加え、同条第十項中「滅失し、又は損壊した家屋」の下に「の敷地の用に供されていた土地が特定地区的区域内にある場合において、当該滅失し、又は損壊した家屋」を加え、「平成七年一月十七日から平成十七年三月三十日までの間に」を「平成十七年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に、当該特定地区的区域内に」に改め、「又は当該損壊した家屋を」の下に「最初に」を加え、「平成七年一月十七日以後」を「平成十七年四月一日以後」に、「本項」を「この項」に改め、同条中第十一項を第十三項とし、第十項の次に次の二項を加える。

家屋の所有者(当該家屋が共有物である場合には、その持分を有する者を含む。)その他の政令で定める者が、東京都三宅村の区域内に平成十七年二月一日から平成二十一年三月三十日までの間に、当該滅失し、若しくは損壊した家屋に代わるものと市町村長が認める家屋を取得し、又は当該損壊した家屋を改築した場合における当該取得され、又は改築された家屋に対する課する固定資産税については、当該家屋が取得され、又は改築された日(当該家屋が平成十七年二月一日以後において二回以上改築された場合には、その最初に改築された日。以下この項において同じ。)の属する年の翌年の一月一日(当該家屋が取得され、又は改築された日が一月一日である場合には、同日)を賦課期日とする年度から四年度分の固定資産税については、当該家屋に係る固定資産税額(前条第四項を除く。)の規定の適用を受ける家屋にあつては、同条の規定の適用後の額。以下この項において同じ。)のうち、この項の規定の適用を受ける部分に係る税額として政令で定めるところにより算定した額(当該家屋が区分所有に係る家屋である場合又は共有物である家屋である場合は、この項の規定の適用を受ける部分に係る税額として各区分所有者又は各共有者ごとに政令で定めるところにより算定した額の合算額)のそれぞれ二分の一に相当する額を当該家屋に係る固定資産税額から減額するものとする。

九条の規定の適用を受ける償却資産につては、当該償却資産の価格等を決定する総務大臣又は道府県知事が認める償却資産を取得（共有持分の取得を含む。以下この項において同じ。）し、又は当該損壊した償却資産を改良した場合における当該取得され、又は改良された償却資産（改良された償却資産については、当該償却資産の当該改良された部分とし、当該滅失し、若しくは損壊した償却資産又は当該取得され、若しくは改良された償却資産が共有物である場合にあつては、当該償却資産のうち滅失し、又は損壊した償却資産に代わるものとして政令で定める部分とする。）に対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該償却資産が取得され、又は改良された日後最初に固定資産税を課すこととなるた年度から四年度分の固定資産税に限り、当該償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一の額（第三百四十九条の三又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける償却資産にあつては、これらの規定により課税標準とされる額の二分の一の額）とする。

法律(平成十七年法律第号)第一条の規定による改正前の地方税法(以下「平成十七年改正前の地方税法」という。)に改め、同号口の表(2)中「地方税法第三百四十九条の三(第二十ニ項)」を「地方税法第三百四十九条の三(第二十三項)」に、「平成十六年度又は」を「平成十六年度である場合であつて、当該土地が平成十五年度分の固定資産税について平成十六年改正前の地方税法第三百四十九条の三(第二十三項)を除く。」又は附則第十五条から第十五項までの規定の適用を受ける土地であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額とし、当該年度が」に、「当該年度の前年度分の固定資産税について」を「平成十六年度分の固定資産税について平成十七年改正前の地方税法」に改める。

附則第十七条の二第五項の表の上欄中「第三百四十九条の三第二十二項、第二十五項から第三十項まで、第三十六項及び第四十項」を「第三百四十九条の三第二十項、第二十三項から第二十八項まで、第三十四項及び第三十八項」に、「第三百四十九条の三第三十三項及び」を「第三百四十九条の三第十一項及び第三十一項並びに」に改め、同条第六項の表の上欄中「第三百四十九条の三第二十二項、第二十五項から第三十項まで、第三十六項及び第四十項」を「第三百四十九条の三第二十項、第二十三項から第二十八項まで、第三十四項及び第三十八項」に、「第三百四十九条の三第三十三項」を「第三百四十九条の三第十一項及び第三十一項」に改める。

附則第十八条の三第一項第二号口中「同年度分の固定資産税について」の下に「平成十六年改正前の地方税法」を加え、同項第三号口中「同年度分の固定資産税について」の下に「平成十六年改正前的地方税法」を加え、同項第三号口中「同年度分の固定資産税について」を「平成十七年改正前の地方税法」を加え、同項第三号口中「同年度分の固定資産税

法」を加える。
附則第二十五条第一項及び第二十五条の二中
「第二十二項」を「第二十項」に改める。
附則第二十五条の三を次のように改める。
第二十五条の三 附則第二十五条第一項において
読み替えられた附則第十八条第二項第一号
から第三号までに掲げる宅地等で平成十五年
度から平成十七年度までの各年度に係る賦課
期日において次の表の上欄に掲げる宅地等に
該当するもの（第三項の規定の適用を受ける
宅地等を除く）のうち、当該各年度の前年度
に係る賦課期日においてそれぞれ同表の下欄
に掲げる宅地等に該当したもの（以下この項
において「用途変更宅地等」という。）に係る
当該各年度分の都市計画税については、附則
第十七条第四号に規定する前年度累計農業
生産額に依る税率を用いて課税する。

		小規模住宅用地
	一般住宅用地	小規模住宅用地以外の宅地等又は小規模住宅用地である部分及び小規模住宅用地以外である部分を併せ有する宅地等
非住宅用宅地等	一般住宅用地以外の宅地等又は一般住宅用地である部分及び一般住宅用地以外である部分を併せ有する宅地等	一般住宅用地以外の宅地等又は一般住宅用地である部分及び一般住宅用地以外である部分を併せ有する宅地等
非住宅用宅地等以外の宅地等又は非住宅用宅地等である部分及び非住宅用宅地等以外である部分を併せ有する宅地等	非住宅用宅地等以外の宅地等又は非住宅用宅地等である部分及び非住宅用宅地等以外である部分を併せ有する宅地等	非住宅用宅地等以外の宅地等又は非住宅用宅地等である部分及び非住宅用宅地等以外である部分を併せ有する宅地等

2 前項の「特定用途前年度課税標準額」とは、次の各号に掲げる年度の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

一 平成十五年度 次に掲げる宅地等の区分に応じ、それぞれに定める額

イ 口に掲げる特定用途宅地等以外の特定用途宅地等 当該特定用途宅地等に係る平成十四年度分の固定資産税の課税標準額の基礎となつた価格(当該特定用途宅地等が同年度分の都市計画税について第七

は、同号ロの規定にかかるらず、当該用途変更宅地等に係る当該各年度の前年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に、当該用途変更宅地等が当該各年度に係る賦課期日において該当した同表の上欄に掲げる宅地等に当該各年度の前年度に係る賦課期日において該当した土地のうち同年度において都市計画税を課されたもの（以下この項及び次項において「特定用途宅地等」という。）で同年度に係る賦課期日において当該市町村内に所在したものに係る特定用途前年度課税標準額の額を当該特定用途宅地等で同年度に係る賦課期日において当該市町村内に所在したものに係る同年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格の総額で除して得た数値を乗じて得た額とする。

十五年改正前の地方税法第三百四十九条の三(第二十三項を除く。)又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける土地であるときは、当該額をこれららの規定に定める率で除して得た額)平成十六年度 次に掲げる宅地等の区分に応じ、それぞれに定める額

イ
口に掲げる特定用途宅地等以外の特定用途宅地等、当該特定用途宅地等に係る平成十五年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格(当該特定用途宅地等が同年度分の都市計画税について第七百二条の三の規定の適用を受ける土地であるときは、当該価格に同条に定める率乗じて算出した額)

口 平成十五年度分の都市計画税について
平成十六年改正前の地方税法附則第二十
五条第一項又は第二十五条の二の規定の
適用を受ける特定用途宅地等 当該特定
用途宅地等に係るこれらの規定に規定す

月支度増等に係るこれらの規定に規定する同年度分の都市計画税の課税標準となるべき額(当該特定用途地等が同年度分の固定資産税について平成十六年改正前的地方税法第三百四十九条の三(第二十三条項を除く。)又は附則第十五条から第十五までの規定の適用を受ける土地であるときは、当該額をこれらの規定

に定める率で除して得た額)
平成十七年度 次に掲げる宅地等の区分
に応じ、それぞれに定める額

四 口に掲げる特定用途宅地等以外の特定用途宅地等(当該特定用途宅地等に係る平成十六年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格(当該特定用途宅地等が同年度分の都市計画税について第七百二条の三の規定の適用を受ける土地であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額))

平成十六年度分の都市計画税について

1

平成十七年改正前の地方税法附則第二十五条第一項又は第二十五条の二の規定の適用を受ける特定用途宅地等当該特定用途宅地等に係るこれらの規定に規定する同年度分の都市計画税の課税標準となるべき額(当該特定用途宅地等が同年度分の固定資産税について平成十七年改正前の地方税法第三百四十九条の三(第十二項を除く。)又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける土地であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額)

地等に係る平成十六年度分の都市計画税については第一号に掲げる額、平成十七年度類似用途変更宅地等に係る平成十七年度分の都市計画税にあつては第三号に掲げる額とする。

一 当該平成十五年度類似用途変更宅地等の類似土地に係る平成十四年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格に、当該平成十五年度類似用途変更宅地等が平成十五年度に係る賦課期日において該当した第一項の表の上欄に掲げる宅地等に平成十四年度に係る賦課期日において該当した土地のうち同年度において都市計画税を課されたもの（以下この号及び次項第一号において「平成十四年度類似特定用途宅地等」という。）で同年度に係る賦課期日において当該市町村内に所在したものに係る平成十四年度類似課税標準額の総額を当該平成十四年度類似特定用途宅地等で同年度に係る賦課期日において当該市町村内に所在したものに係る同年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格の総額で除して得た数値を乗じて得た額

二 当該平成十六年度類似用途変更宅地等の類似土地に係る平成十五年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格に、当該平成十六年度類似用途変更宅地等が平成十六年度に係る賦課期日において該当した第一項の表の上欄に掲げる宅地等に平成十五年度に係る賦課期日において該当した土地のうち同年度に係る都市計画税を課されたもの（以下この号及び次項第二号において「平成十五年度類似特定用途宅地等」という。）で同年度に係る賦課期日において当該市町村内に所在したものに係る平成十五年度類似課税標準額の総額を当該平成十五年度類似特定用途宅地等で同年度に係る賦課期日において当該市町村内に所在したものに係る同年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格の総額

4

三 一 で除して得た数値を乗じて得た額
類似土地に係る平成十六年度分の固定資産
税の課税標準の基礎となつた価格に比準す
る価格に、当該平成十七年度類似用途変更
宅地等が平成十七年度に係る賦課期日にお
いて該当した第一項の表の上欄に掲げる宅
地等に平成十六年度に係る賦課期日におい
て該当した土地のうち同年度において都市
計画税を課されたもの(以下この号及び次
項第三号において「平成十六年度類似特定
用途宅地等」という)で同年度に係る賦課
期日において当該市町村内に所在したもの
に係る平成十六年度類似課税標準額の総額
を当該平成十六年度類似特定用途宅地等で
除して得た数値を乗じて得た額
同年度に係る賦課期日において当該市町村
内に所在したものに係る同年度分の固定資
産税の課税標準の基礎となつた価格の総額
で除して得た数値を乗じて得た額
前項において、次の各号に掲げる用語の意
義は、当該各号に定めるところによる。

イ　口に掲げる平成十四年度類似特定用途
額　る宅地等の区分に応じ、それぞれに定める

□ 平成十四年度分の都市計画税について
平成十五年改正前の地方税法附則第二十一条第一項の規定の適用を受ける平成十四年度類似特定用途宅地等に係る平成十四年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格(当該平成十四个方面度類似特定用途宅地等が同年度分の都市計画税について第七百二十二条の規定の適用を受ける土地であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額)。

予を取り消し、かつ、当該徴収の猶予の取消しの日から前項の認定をする日までの期間（当該徴収の猶予の取消しの日の属する月の翌々月の末日までに同項の認定を求める旨の申請がないときは当該徴収の猶予の取消しの日から同日の属する月の翌々月の末日までの期間とし、同項の認定をしない旨の決定をしたときは政令で定める日までの期間とする。）、当該土地に係る特別土地保有税に係る地方団体の徴収金免除期間又は予定期間に係るものに限り、既に徴収したもの（除く。）の徴収を猶予するものとする。ただし、当該土地について、同項の規定の適用がないことが明らかである場合は、この限りでない。

いと認めるときを除き、その猶予に係る金額に相当する担保で第十六条第一項各号に掲げるものを、政令で定めるところにより徴しなければならない。

5 市町村長は、第三項の規定により変更後予定期間(同項の規定により変更後予定期間を延長した場合における当該延長された期間を含む)を延長した場合には、当該延長された期間を限つて、当該土地に係る特別土地保有税に係る地方団体の徵収金(既に徵収したものを除く)の徵収の猶予の期間を延長するものとする。この場合においては、前項後段の規定を準用する。

6 市町村長は、前二項の規定による徴収の猶予をした場合において、当該徴収の猶予に係る特別土地保有税について第一項の確認をすることができないことが明らかとなつたとき、又は徴収の猶予の理由の一部に変更があることが明らかとなつたときは、当該徴収の猶予に係る特別土地保有税に係る地方団体の徴収金の全部又は一部についてその徴収の猶予を取り消さなければならぬ。この場合において、徴収の猶予を取り消された者は、直ちに当該徴収の猶予の取消しに係る特別土地保有税に係る地方団体の徴収金を納付しなければならない。

第十五条の第三項並びに第十六条の二第一項から第三項までの規定は第四項及び第五項の規定による徵収の猶予について、第十一條、第十六條第三項、第十六條の二第四項並びに第十六條の五第一項及び第二項の規定は第四項後段(第五項後段において準用する場合を含む。)の規定による担保について準用する。

8 市町村は、特別土地保有税に係る地方団体の徴収金を徴収した場合において、当該特別土地保有税について第一項の規定の適用があることとなつたときは、当該特別土地保有税

9 市町村長は、前項の規定により特別土地保
係る特別土地保有税に係る地方団体の徴収金
(免除期間に係るものに限る)を還付するも
のとする。

10 有税に係る地方団体の徴収金を還付する場合において、還付を受ける者の未納に係る地方団体の徴収金があるときは、当該還付すべき額をこれに充当しなければならない。

る地方団体の鶴巣金を還付し、又は充當する場合には、第八項の規定による還付の申請があつた日から起算して十日を経過した日を第十七条の四第一項各号に掲げる日とみなして、同項の規定を適用する。

11
第二項、第四項又は第五項の規定により徵収を猶予した税額に係る第六百七条第二項及び第六百八条第一項第四号の規定の適用については、これらの規定中「第六百一条第三項若しくは第四項（これらの規定を第六百二条第二項及び第六百三条の二の二第二項において準用する場合を含む。）、第六百三条第三項又は第六百三条の二第五項」とあるのは、

附則第二十一条の三の四第一項 第四項又は第五項」とする。

第三十一条の三の五 市町村長は、平成十七年四月一日以後において第六百一条第二項第六百二条第二項及び第六百三条の二の二第二項において準用する場合を含む。の規定により第六百一条第一項に規定する納稅義務の免除に係る期間（以下この項及び次項において「免除期間」という。）を延長する場合、附則第三十一条の三の二第一項若しくは附則第三十二条の三第一項の規定によりこれらの規定に規定する予定期間（以下この項及び次項において「予定期間」という。）を定める場

予定期間が定められている土地が土地区画整理事法による土地区画整理事業の施行に係るもの又は都市再開発法による市街地再開発事業の施行に係るものであり、かつ、当該土地区画整理事業又は市街地再開発事業の事業施行期間の終了の時が免除期間、予定期間又は変更後予定期間の末日において当該末日後に定められているときは、免除期間、予定期間又は変更後予定期間の末日を当該事業施行期間の終了の時までとすることができる。

予定期間又は変更後予定期間の末日を定めた場合において、震災、風水害、火災その他の災害により免除期間、予定期間又は変更後予定期間に当該土地を附則第三十一条の三の二第一項に規定する非課税土地として使用し、若しくは使用させ、当該土地について同項に規定する特例譲渡をし、又は当該土地を同項に規定する免除土地として使用し、若しくは使用させることができないと認める場合には、前項の規定にかかわらず、第六百二十二条項(第六百二十二条第二項、第六百三条の二の二第二項、附則第三十一条の三の二第四項又は附則第三十一条の三の三第三項において準用する場合を含む。)又は前条第三項の規定により、二年を超えない範囲内で一回に限

第三十五条の二の二 道府県民税の所得割の納稅義務者について、その有する租税特別措置法第三十七条の十の「第一項に規定する特定管理株式（以下この項及び次項において「特定管理株式」という。）が株式としての価値を失つたことによる損失が生じた場合として同条第一項各号に掲げる事実が発生したときは、当該事実が発生したことは当該特定管理株式の譲渡をしたことと、当該損失の金額として政令で定める金額は当該特定管理株式の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とそぞれのみなしして、この条及び前条第一項から第八項までの規定その他の道府県民税に関する規定を適用する。

の申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市町村長が認めるときを含む。)に限り、適用する。

4 第一項及び第二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。
5 前各項の規定は、個人の市町村民税について準用する。この場合において、第一項中「前条第一項から第八項まで」とあるのは「前条第九項において準用する同条第一項から第八項まで」と、第三項中「第四十五条の二第一項」とあるのは「第三百十七条の二第一項」と、「第四十五条の三第一項」とあるのは「第三百十七条の三第一項」と読み替えるものとする。

附則第三十五条の二の四及び第三十五条の一の五を次のように改める。

(特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る道府県民税及び市町村民税の所得計算の特例)

定管理株式の譲渡(これに類するものとして政令で定めるものを含む。以下この項、次条第一項並びに附則第三十五条の二の四第一項及び第二項において同じ)をした場合には、政令で定めるところにより、当該特定管理株式の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額と当該特定管理株式の譲渡以外の株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとす

第一項の規定は、政令で定めるところにより、同項に規定する事実が発した年の末日の属する年度の翌年度分の第四十五条の二第一項又は第三項の規定による申告書(その提出期限後において道府県民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第四十五条の三第一項の確定申告書を含む。)に第一項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(これら

第三十五条の二の四 道府県民税の所得割の納稅義務者が前年中に租税特別措置法第三十七条の十一の三第三項第一号に規定する特定口座(その者が「以上の特定口座を有する場合には、それぞれの特定口座。次項において同じ。」)に同条第三項第二号に規定する上場株式等保管委託契約に基づき保管の委託がされている上場株式等(以下この項において「特定口座内保管上場株式等」という。)の譲渡した場合には、政令で定めるところにより、当該特定口座内保管上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額と当該特定口座内保管上場株式等の譲渡以外の株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。

4 前三項の規定は、個人の市町村民税について準用する。

4 前三項の規定は、個人の市町村民税について準用する。

4 前三項の規定は、個人の市町村民税について準用する。

附則第三十五条の二の六第三項中「第八項まで及び第三十五条の二の二第一項から第三項まで」を「第七項まで並びに第三十五条の二の三第一項及び第二項」に、「附則第三十五条の二の二第一項」を「附則第三十五条の二の三第一項」に、「前条第一項前段」を「附則第三十五条の二第一項前段」に改め、同条第七項中「附則第三十五条の二第十項」を「附則第三十五条の二第九項」に、「第八項」を「第七項」に、「第三十五条の二の二第一項から第三項まで」を「第三十五条の二の三第一項及び第二項」に、「附則第三十五条の二の二第五項」を「附則第三十五条の二の三第四項」に、「同条第一項から第三項まで」を「同条第一項及び第二項」に、「附則第三十五条の二の二第一項」に、「同条第一項」を「同条第九項」に、「前条第一項前段

〔第三十七条の十第二項〕を「第三十七条の十第一項第一号」に改め、同条第九項を削り、同条第十項中「第八項」を「前項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十一項を同条第十一項とし、同項の次に次の一項を加える。
11 前各項の規定は、個人の市町村民税について準用する。この場合において、第一項中「附則第二十五条の二第一項から第八項まで」とあるのは「附則第三十五条の二第九項において準用する同条第一項から第八項まで」と、第二項中「第四十五条の二第一項」とあるのは「第三百十七条の二第一項」と、「第四十五条の三第一項」とあるのは「第三百七十二条の三第一項」と、第三項中「第四十五条の二第一項」とあるのは「第三百十七條の二第一項後段」と、第四項中「附則第三十五条の二第一項」とあるのは「附則第三十五条の二第九項において準用する同条第一項後段」と、第四項中「附則第三十五条の二第一項」とあるのは「附則第三十五条の二第九項において準用する同条第一項」を「前項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十一項を同条第十一項とし、同項の次に次の一項を加える。

にその有価証券の売買を行う取引であつて総務省令で定める取引をいう。」を「(二)の項において同じ。」を行う道府県民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第三十七条の十一の三第三項第三号に規定する上場株式等信用取引等契約に基づき上場株式等の信用取引等を同項第一号に規定する特定口座において処理した場合には政令で定めるところにより、当該特定口座において処理した同条第二項に規定する信用取引等に係る上場株式等の譲渡(以下この項において「信用取引等に係る上場株式等の譲渡」という。)による事業所得の金額又は雑所得の金額と当該信用取引等に係る上場株式等の譲渡以外の株式等の譲渡による事業所得の金額又は雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。

3 前二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

附則第三十五条の三第一項中「本項」を「この項」に、「本条」を「この条」に、「第九項」を「第八項」に改め、同条第二項中「第十項」を「第九項」に改め、同条第五項中「第八項まで及び第三十五条の二の二第一項から第三項まで」を「第七項まで並びに第三十五条の二の三第一項及び第二項」に、「附則第三十五条の二の二第一項」を「附則第三十五条の二の三第一項」に、「前条第一項前段」を「附則第三十五条の二第一項前段」に改め、同条第六項中「同条第十二項」を「同条第十一項」に改め、同条第八項中「平成十七年三月三十日」を「平成十九年三月三十一日」に、「第十一項」を「第十項」に改め、同項第一号中「本項」を「この項」に、「第三十七条の十第二項」を「第三十七条の十三の二第一項」に改め、同項第二号中

する同条第一項」と、第五項中「附則第三十条の二第一項から第七項まで」とあるのは「附則第三十五条の二第九項において準用する同条第一項から第七項まで」と、「第三十五条の二の三第一項及び第二項」とあるのは「附則第三十五条の二の三第四項において準用する同条第一項及び第二項」と、「附則第三十五条の二第一項中」とあるのは「附則第三十五条の二第九項において準用する同条第三項中」と、「附則第三十五条の二第三項」とあるのは「附則第三十五条の二第十一項において準用する同条第三項」と、「附則第三十五条の二の三第一項」とあるのは「附則第三十五条の二の三第三項」

十五条の三」とあるのは「第三百七十七条の三」と、「附則第三十五条の三第六項」とあるのは「附則第三十五条の三第十一項」において準用する同条第六項」と、第八項中「附則第三十五条の二第一項」とあるのは「附則第三十五条の二第九項において準用する同条第一項」と、第九項中「第四十五条の二第一項」とあるのは「第三百七十七条の二第一項」と読み替えるものとする。
附則第三十五条の三第十二項を削る。
附則第三十六条第一項中「第三十六条第一項」を「第三十六条」に、「本項」を「この項」に改める。

改め、同項第四号中「売渡」を「売渡し」に改め、同項第七号中「もつぱら」を「専ら」に改め、「を除く。」の下に「並びに同条第九項各号に掲げる固定資産」を加える。
（国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律の一部改正）

第三条 国有提供施設等所在市町村取交付金に
関する法律(昭和三十二年法律第百四号)の一部
を次のように改正する。

第一項中「政令で定める弾薬庫及び燃料庫」
を「弾薬庫、燃料庫及び通信施設」に改める。
(所得譲与税法の一部改正)

第四条 所得譲与税法(平成十六年法律第二十
六条)

附則第三十九条第二項中「本条」を「この
条」に、「平成十七年二月三十一日」を「平成
十九年三月三十一日」に改め、同条第三項から
第五項までの規定中「平成十七年三月三十一
日」を「平成十九年三月三十一日」に改め、同
条第七項から第十項までを削り、同条第十一項
中「本項」を「この項」に、「平成十七年二月
三十一日」を「平成十九年三月三十一日」に改
め、同項を同条第七項とし、同条第十二項を同
条第八項とする。

附則第三十九条の三第一項の表を次のように
改める。

三百七十七条の二第四項と読み替える」と、
あるのは「読み替える」と、第七項中「第四
条の二第四項」とあるのは「同条第十一項に
おいて準用する同条第六項において準用する
三百七十七条の二第四項」と読み替える」と
あるのは「読み替える」と、第七項中「第四

第三条中「二分の一に相当する額を都道府県」「五分の三に相当する額を都道府県」「二分の一に相当する額を市町村」を「**五分の二に相当する額を市町村**」に改める。

を「特別とん課税」に改める。

機構	独立行政法人日本原子力研究開発 機構	独立行政法人日本原子力研究開発 機構法附則第二条第一項及び第三条第一項
独立行政法人沖縄科学技術研究基 盤整備機構	独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備 機構法附則第一	独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備 機構法附則第一
条		

第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附則第三十九条の三第二項中「東京地下鉄株式会社法」の下に「(平成十四年法律第百八十分の七・五)に、「四万円」を「二万円」に改める。」を加える。

(国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部改正)
二条 国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律(昭和三十一年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

第一 条中地方税法第七十二条の五第一項の改正規定、同法第七十三条の四第一項第一号の改正規定（「日本原子力研究所、核燃料サイクル開発機構」を「独立行政法人日本原子力研究開発機構」に改める部分に限る。）、同法第三百四十八条第四項の改正規定（「厚生年金基金連合会」を「企業年金連合会」に改める

削る部分に限る)、同法第五百八十六条第一項第九号の二並びに第七百一条の三十一第一項第五号及び第二項の改正規定並びに同法附則第三十四条の二及び第三十四条の二の二の改正規定並びに附則第五条、第七条第二項及び第八項並びに第九条第二項から第五項までの規定 平成十八年四月一日

一一四

十五歳以上であつたものの所得割(新法第二十

(事業税に関する経過措置)

律第一百五十二号)第三十二条第一項第一号から

第六条 新法第二百九十五条第一項第一号並びに

割を除く。以下この項において同じ。)について
は、新法の規定中所得割に関する部分(新法第
三十七条の三を除く。)を適用した場合における
所得割の額から、当該額の三分の一に相当する

十二条の四十九の八第一項の規定は、障害者自立支援法附則第一条第二号に掲げる規定の施行日の以後に行われるこれらの規定に規定する給付又は医療、介護、助産若しくはサービスにつ

取得した場合における当該土地の取得に対しして課すべき不動産取得税については、当該土地の取得が中小企業経営革新支援法の一部を改正する法律(平成十七年法律第一号)の施行の日

十八年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、平成十七年度分までの個人の市町村民税については、第八項に定めるものを除き、なお従前の例による。

法第三十七条の三の規定の適用については、同条中「第三十五条から前条まで」とあるのは、「地方税法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第一号)附則第一条第五項」とする。

の二十二第三項又は第七十二条の四十九の八第一項に規定する給付又は医療、介護、助産若しくはサービスについては、なお従前の例による。

たとき限り、なおその効力を有する。この場合において、旧法第七十三条の四第一項第二十号中「新事業創出促進法(平成十年法律第二百五十二号)第三十二条第一項第一号から第三号

に限り、前年の合計所得金額が百二十五万円以下であり、かつ、平成十七年一月一日現在において年齢六十五歳以上であった者(新法の施行地に住所を有しない者を除く)に係る新法第三

改正前的地方税法(以下「旧法」という。)第十四条第一項の規定により道府県の徴税吏員が行っている徴収又は滞納処分は、新法第四十八条第一項の規定により道府県の徴税吏員が行つ

規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税及び施行日以後に開始する計算期間間に係る法人の事業税並びに施行日以後の解散（合併による解散を除く。以下この項において

の一部を改正する法律(平成十七年法律第二号)附則第十六条の規定によりなお効力を有することとされる同法附則第四条第一号の規定による廃止前の新事業創出促進法(平成十年法

3 円」とあるのは、「円」とする。
市町村は、平成十八年度分の個人の市町村民
税の所得割に限り、所得割の納税義務者で、前
年の合計所得金額が百二十五万円以下であり

新法附則第三十五条の二の二の規定は、平成十七年四月一日(以下「施行日」という。)以後に同条第一項に規定する事実が発生する場合について適用する。

同じく。不況算用に如ては、事業税(消費課税)の徴得に対する事業税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人の事業税及び残余財産の一部ににより納付すべき法人の事業税を含む。(以下この項において同じ。)について適用し、施行規則

第三号まで」とする。
新法附則第十一條第十六項に規定する代替家屋の取得が施行日から平成十九年三月三十一日までの間に行われる場合における同項の規定

新法附則第二十五条の二(所得税等の一括改正する法律(平成十七年法律第号)(第一項並びに附則第六条第八項及び第九項において「新租税特別措置法」という。)第三十七条の十五の規定による改正後の租税特別措置法(次項並びに附則第六条第八項及び第九項において「新租税特別措置法」という。)第三十七条の二

日前に開始した事業年度に係る法人の事業税及び施行日前に開始した計算期間に係る法人の事業税並びに施行日前の解散による清算所得に対する事業税については、なお従前の例による。
(不動産取得税に関する経過措置)

適用については、同項中「農地の用に供されていいた土地が土地区画整理法第二条第四項に規定する施行地区又は都市再開発法第二条第三号に規定する施行地区のうち被災市街地復興特別措置法第五条第一項に規定する被災市街地復興推進

第三項第一号に定める特定株式に関する部分に限る。)の規定は、所得割の納稅義務者が中小企業経営革新支援法の一部を改正する法律(平成十七年法律第 号)の施行の日以後に払込みにより取得をする同号に定める特定株式に

第四条 別段の定めがあるものを除き、新法の施行日以後の不動産の取得に對して課すべき不動産取得税は、施行日前の不動産の取得に對して課する不動産取得税については、なお從前して課する不動産取得税についても、別段の定めがあるものを除き、

進区域の区域内にあるもので、被災者生にて定めるもの（以下この項において「特定地区」という。）の区域内にある場合において、当該被災区域の所有者その他の政令で定める者が、当該特定地区の区域内に」とあるのは、「所有者その

9
新法附則第三十五条の三(新租税特別措置法)
第三十七条の十三第一項第四号に定める特定株式について適用し、所得者の納稅義務者が同日前に払込みにより取得をした同号に定める特定株式については、なお従前の例による。

の例による。

他の政令で定める者か」とする。
（自動車税に関する経過措置）

式に係る部分に限る。)の規定は、所得割の納稅義務者が施行日以後に払込みにより取得をする同号に定める特定株式について適用する。

号)附則第十六条の規定によりなお効力を有することとされる同法附則第四条第二号の規定による廃止前の新事業創出促進法(平成十年法)

（市町村民税に関する経過措置）
　　いて適用し、平成十七年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

かつ、平成十七年一月一日現在において年齢十五歳以上であったものの所得割(新法第二百九十五条第一項に規定する分離課税に係る所得割を除く。以下この項において同じ。)については、新法の規定中所得割に関する部分(新法第三百四十四条の八第一項を除く。)を適用した場合における新法第三百四十四条の八第一項の規定の適用については、同項中「第三百四十四条の三、第三百四十四条の四及び前条」とあるのは、「地方税法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第二号)附則第六条第五項」とする。
6 新法第三百三十七条の六第三項の規定は、平成十八年一月一日以後に同項に規定する給与の支払を受けなくなつた者がある場合について適用する。
7 新法附則第三十五条の二の二の規定は、施行日以後に同条第一項に規定する事実が発生する場合について適用する。
8 新法附則第三十五条の三(新租税特別措置法第三十七条の十三第一項第一号に定める特定株式に関する部分に限る。)の規定は、所得割の納稅義務者が中小企業経営革新支援法の一部を改正する法律平成十七年法律第号の施行により取得をする同号に定める特定株式について適用し、所得割の納稅義務者が同日前に払込みにより取得をした同号に定める特定株式については、なお従前の例による。
9 新法附則第三十五条の三(新租税特別措置法第三十七条の十三第一項第四号に定める特定株式に係る部分に限る。)の規定は、所得割の納稅義務者が施行日以後に払込みにより取得をする同号に定める特定株式について適用する。 (固定資産税に関する経過措置)
10 新法第三百四十九条の三第三十八項の規定は、同項に規定する固定資産(平成十九年三月三十一日までに取得された家屋及び償却資産を除く。)に対して課する平成二十年度以後の年度分の固定資産税について適用し、旧法第三百四十九条の三第三十九項に規定する事務所及び倉庫に対して課する固定資産税に
11 平成十六年四月一日から平成十七年三月三十日までの間に新設され、又は増設された旧法附則第十五条第三項に規定する特定倉庫、附属機械設備及び特定上屋に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
12 平成十六年四月一日から大気汚染防止法の一部を改正する法律(平成十六年法律第五十六号)の施行の日の前日までの間に取得された旧法附則第十五条第五項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
13 平成十四年四月一日から大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行の日の前日までの間に取得された旧法附則第十五条第八項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
14 平成十五年四月一日から平成十七年三月三十日までの間に設置された旧法附則第十五条第十一項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
15 平成十三年八月二十四日から平成十七年三月三十一日までの間に新設された旧法附則第十五条第十二項に規定する緑化施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
16 平成十九年四月一日以後に取得された同項は、平成十九年四月一日以後に取得された同項に規定する事務所及び倉庫に対して課する平成二十年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成十九年三月三十一日までに取得された旧法第三百四十九条の三第三十九項に規定する事務所及び倉庫に対して課する固定資産税に
17 平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一日までの間に新たに取得された旧法附則第十五条第二十三項に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
18 平成十三年四月一日から平成十七年三月三十日までの間に新設された旧法附則第十五条第三十項に規定する施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
19 平成十三年四月一日から平成十七年三月三十日までの間に新設された旧法附則第十五条第三十項に規定する施設又は施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
20 平成十五年一月一日から平成十七年三月三十日までの間に新たに取得された旧法附則第十五条第五十項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
21 平成十五年四月一日から平成十七年三月三十日までの間に新たに取得された旧法附則第十五条第五十一項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
22 新法附則第十五条の二第二項の規定は、平成十八年度以後の年度分の固定資産税について適用し、旧法附則第十五条の二第二項に規定する固定資産に対して課する平成十七年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。 (自動車取得税に関する経過措置)
第八条 次項に定めるものを除き、新法の規定中自動車取得税に関する部分は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

2 新法附則第三十二条第十一項の規定は、平成

十七年十月一日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、同日前に
行つた旧法附則第三十二条第一項に規定する
自動車の取得に対して課する自動車取得税につ
いては、なお從前の例による。

(事業所税に関する経過措置)

に開始するもの、平成二十年分の個人の事業、平成二十一年分の個人の事業及び平成二十一年分の個人の事業で平成二十二年三月三十一日以前に開始するものに係る新法第七百一条の三十一項第五号及び第二項の規定の適用については、「六十五歳」とあるのは、「六十三歳」とする。

お従前の例による。
新法第七百二十二条第二項の規定(新法第三百四十九条の三第十項の規定に関する部分に限る。)は、新法第三百四十九条の三第十項の規定の適用を受ける家屋に対して課する平成十八年度以後の年度分の都市計画税について適用し、旧法第三百四十九条の三第十項の規定の適用を受けた。

7 なお従前の例による。
新法附則第十五条の二第二項の規定は、平成十八年度以後の年度分の都市計画税について適用し、旧法附則第十五条の二第二項に規定する固定資産(償却資産を除く。)に対して課する平成十七年度分までの都市計画税については、な
お従前の例による。

第九条 別段の定めがあるもののを除き、新法の規定に従つて課税する部分は、施行日以後に終了する事業年度分の法人の事業及び平成十七年以後の年分の個人の事業(施行日前に廃止され

月一日から平成二十五年三月三十日までの間に開始する事業年度分の法人の事業並びに平成二十二年分の個人の事業で平成二十二年四月一

3
る家屋に対して課する平成十七年度分までの都
市計画税については、なお従前の例による。
市計画税について、なお従前の例による。

(国民健康保険税に関する経過措置)
第十一條 新法第七百三条の四第十七項及び第一
十六項の規定は、平成十七年度以後の年度分の
国民健康保険税について適用し、平成十六年度

た個人の事業を除く。)に対して課すべき事業所税について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の事業並びに平成十七年前の年分の個人の事業及び平成十七年分の個人の事業で施行日前に廃止されたものに対して課する事業所税については、なお従前の例による。

新法第七百一一条の二十一第一項第五号及び第二項の規定は、平成十八年四月一日以後に開始する事業年度分の法人の事業及び平成十八年以後の年分の個人の事業で同日以後に開始するものに対して課すべき事業所税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の事業及び平成十八年分の個人の事業で同日前に開始した

四三
旧法第七百一条の三十四第三項第一号に掲げる施設に係る事業所等(新法第七百一条の三十一第一項第五号に規定する事業所等をいう。次項において同じ。)において行う事業に対する課する事業所税については、なお従前の例によ

用を受ける土地及び家屋に対して課する平成二十年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成十九年三月二十一日までに取得された旧法第三百四十九条の三第三十九項の規定の適用を受ける土地及び家屋に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

ものに對して課すべき事業所税については、な
お従前の例による。

7 旧法附則第三十二条の七第二項に規定する事業のうち、同項に規定する中核的民間施設に係

十九条の三第三十八項の規定に関する部分に限る。)は、新法第三百四十九条の三第三十八項の規定

3 前項の規定にかかわらず 平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日までの間に開始する事業年度分の法人の事業並びに平成十八年分の個人の事業で平成十八年四月一日以後に開始するもの及び平成十九年分の個人の事業で平成十九年三月三十一日以前に開始するものに係る新法第七百一十二条の三十一第一項第五号及び第二項の規定の適用については、「六十五歳」とあるのは、「六十一歳」とする。

る事業所等(平成十一年四月三日から平成十七年三月三十日までの間に新設されたものに限り
る。)が新設された日から五年を経過する日以後
に最初に終了する事業年度分までの当該中核的
民間施設に係る同項に規定する者が行う事業に
対して課すべき事業所税のうち資産割の課税標
準となるべき事業所床面積の算定については、
なお従前の例による。

規定の適用を受ける土地及び家屋(平成十九年三月三十一日までに取得された家屋を除く。)に對して課する平成二十年度以後の年度分の都市計画税について適用し、旧法第三百四十九条の三第四項の規定の適用を受ける土地に対しても課する平成十九年度分までの都市計画税及び同項の規定の適用を受ける平成十九年三月三十一日までに取得された家屋に對して課する都市計画税については、なお前前の例による。

4 第二項の規定にかかわらず、平成十九年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に開始する事業年度分の法人の事業並びに平成十九年分の個人の事業で平成十九年四月一日以後

第十条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中都市計画税に関する部分は、平成十七年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成十六年度分までの都市計画税については、な

6 平成十六年四月一日から平成十七年三月三十日までの間に新設され、又は増設された旧法附則第十五条第三項に規定する特定倉庫及び特定上屋に対する課する都市計画税については、

(都市計画税に関する経過措置)
第十条 別段の定めがあるものを

卷一

いて、当該滅失し、又は損壊した家屋」とあるのは「家屋」と、「間に、当該特定地区的区域内に」とあるのは「間に」とする。

3 平成十一年一月一日から平成十七年三月三十日までの間に取得され、又は改築された旧法附則第十六条の二第十項に規定する家屋に対し

て課する固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第十三条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる地方税及びこの附則の規定によりなお効力を有することとされる旧法の規定に係る地方税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律の一一部改正に伴う経過措置)

第十四条 第三条の規定による改正後の国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律は、平成十七年度以後の年度分の国有提供施設等所在市町村助成交付金について適用する。

(所得譲与税法の一部改正に伴う経過措置)

第十五条 第四条の規定による改正後の所得譲与税法(次項において「新所得譲与税法」という。)の規定は、平成十七年度以後の年度分の所得譲与税について適用し、平成十六年度分の所得譲与税については、なお従前の例による。

2 新所得譲与税法第十条の規定により読み替え適用される地方交付税法(昭和二十五年法律第二百十一号)第十四条の規定は、平成十七年度分の地方交付税に係る基準財政収入額の算定から適用する。
(政令への委任)

第十六条 附則第二条から前条までに定めるもののはか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。
(地方税法等の一部を改正する法律の一一部改正)

第十七条 地方税法等の一部を改正する法律(平成十五年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第一条のうち地方税法第三百四十九条の三に改めることとする。

改正規定中「同条第二十七項から第三十項まで」を「同条第三十四項」を「同条第三十二項」

に、「同条第三十四項」を「同条第三十二項」に改める。

附則第十三条第一項中「新法附則第二十五条の三において読み替えて準用する新法附則第十八条の三」を「地方税法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第二百一号)第一条の規定による改正後の地方税法附則第二十五条の三」に改める。

(日本道路公団等民営化関係法施行法の一部改正)

第十八条 日本道路公团等民営化関係法施行法(平成十六年法律第二百一号)の一部を次のように改正する。

第四十一条中地方税法附則第十条に一項を加える改正規定を次のよう改める。

附則第十条に次の二項を加える。

13 道府県は、東日本高速道路株式会社、首

都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社若しくは本州四国連絡高速道路株式会社が、高速道路株式会社法第五条第一項第一号、第二号若しくは第四号に規定する事業本州四国連絡高速道路株式会社にあつては、同項第一号、第二号、第四号又は第五号(に規定する事業)の用に供する不動産で政令で定めるものを取得した場合又は独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成十六年法律第二百一号)第十二条第一項第一号若しくは第八号に規定する業務の用に供する不動産で政令で定めるものを取得した場合には、これら取得が平成二十八年三月三十一日ま

で行われたときに限り、第七十三条の二第一項の規定にかかわらず、これらの不動産の取得に対しては、不動産取得税を課すことができない。

理由

現下の経済・財政状況等を踏まえつつ、持続的な経済社会の活性化を実現するためのあるべき税制の構築に向けた改革の一環として、定率減税の見直し等の措置を講ずるほか、非課税等特別措置の整理合理化等を行うこととし、あわせて国有提供施設等所在市町村助成交付金等について所要の改正を行なう必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成十七年三月十六日印刷

平成十七年三月十七日発行

衆議院事務局

印刷者

国立印刷局

0